

令和2年第4回（12月）定例町議会

（第2日 12月2日）

## 令和2年第4回（12月）西伊豆町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和2年12月2日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第54号 西伊豆町議会議員及び西伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第55号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第56号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について
- 日程第 5 議案第57号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 6 議案第58号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第59号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第60号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 同意第18号 西伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 議案第61号 租税特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第13 発議第 4号 ドクターヘリの安定・持続的運用の支援強化を求める意見書（案）について
- 日程第14 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（８名）

1番	堤	豊	君	3番	山本	智之	君
4番	芹澤	孝	君	5番	高橋	敬治	君
6番	加藤	勇	君	7番	山田	厚司	君
8番	西島	繁樹	君	9番	堤	和夫	君
10番	山本	榮	君	11番	増山	勇	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野	淨晋	君	副町長	椿	隆史	君
教育長	鈴木	秀輝	君	総務課長	高木	光一	君
まちづくり課長	長島	司	君	窓口税務課長	渡邊	貴浩	君
健康福祉課長	白石	洋巳	君	産業建設課長	松本	正人	君
防災課長	佐野	浩正	君	環境課長	鈴木	昇生	君
会計課長	森	健	君	企業課長	村松	圭吾	君
教育委員会 教務局長	真野	隆弘	君				

---

職務のため出席した者

議会事務局長	大谷	きよみ	書	記	山本	征司	
--------	----	-----	---	---	----	----	--

---

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（山本智之君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

---

◇ 堤 豊 君

○議長（山本智之君）

通告5番、堤豊君。

1番、堤豊君。

〔1番 堤豊君登壇〕

○1番（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりお許しを得ましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

私の一般質問通告は、件名、新型コロナウイルス感染対策について。

(1) 静岡県の警戒レベルについて。(2) 下田市の行政対応方針について。

件名2、財政シミュレーションについて。

(1) 文教施設以外の対応について。(2) 文教施設等整備事業について。

件名3、基金残高の見込みについて。

(1) 基金残高の見込みについてを質問要旨として発表させていただきます。

1番、件名から、新型コロナウイルス感染対策についてから発表いたします。質問します。

(1) 新型コロナウイルス感染対策として、令和2年11月7日に、静岡県は警戒レベル「3」(静岡県内注意・県外警戒)から警戒レベル「4」(静岡県警戒・県外警戒)に上げられました。第3波の到来が危惧されており心配です。

以上を踏まえて質問します。

①警戒レベルの引上げに対して、町は対応を考えているでしょうか。

(2) 下田市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う財政悪化と、近くを流れる稲生沢川の洪水への対応が不十分として、市庁舎建設事業を延期する方針が発表されました。

下田市は、コロナ感染の影響で、令和2年度の市税、交付金の歳入が1億円、来年度は3億7,000万円の歳入が減少する見通しのことで、経費削減、施設をコンパクト化していくことを目指すとの方針を示しました。

以上を踏まえて質問します。

①大変に参考になる英断(優れた決断)と思いますが、下田市の対応について町はどのようにお考えでしょうか。

件名2、財政シミュレーションについて。

大規模事業の概算事業費と、財源計画(令和2年から7年度の6年間)が、令和2年6月現在(案)として、第1常任委員会の事務調査で、財政シミュレーションとして示されました。

(1) 文教施設以外の事業計画については、斎場建設事業、津波避難施設等の整備事業、その他整備事業、(道路施設長寿命化、クリーンセンター焼却炉維持)などの事業計画、総額27億3,400万円が示されています。

総額の内、地方債約8億7,500万円、基金約9億3,200万、一般財源300万円、補助約9億2,400万円とのことです。

文教施設以外の事業計画の総額の財源内訳は、公共施設等総合管理基金約3億1,800万円、西伊豆町振興基金3億円、ふるさと応援基金3億1,400万円、過疎債8億7,500万円、一般財源300万円の内訳となっています。

以上を踏まえて質問します。

①基金の取崩しが多額と思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

(2) 文教施設等整備事業の事業計画については、案①統合新設と案②統合新設・牛置が示されました。

案①統合施設では、総事業費約61億1,700万円を計画し、事業の内、地方債26億円、基金約19億1,500万円、一般財源約7億4,200万円、うち補助8億6,000万円とのことが示されました。財源内訳をみますと、公共施設等総合管理基金12億6,100万円、西伊豆町振興基金4億7,400万円、ふるさと応援基金1億8,000万円、過疎債6億円、合併特例債20億円、一般財源7億4,200万円が示されました。

以上を踏まえて質問します。

①基金の取崩しと、合併特例債20億円の財源を考えているようですが、起債は全額認められるのでしょうか。

②合併特例債の内、70%が普通交付税によって措置されると思うが、残り30%の町負担の返済分について問題はないのでしょうか。

次に、案②統合施設・牛置によると、総事業費約56億4,400万円を計画し、事業費のうち、地方債25億1,100万円、基金17億500万円、一般財源約5億6,800万円、補助8億6,000万円とのこと。

以上を踏まえて質問します。

③案①新設統合と比較しますと、財源は4億7,300万円の減額となります。合併特例債が、19億1,100万円となり、8,900万円の減額となりますが、理由があるのでしょうか。

④一般財源が、案①に対して1億7,400万円が減額するのは、どうしてでしょうか。

件名3、基金残高の見込みについて。

(1) 基金残高の見込みについては、第1常任委員会の事務調査で示されたシミュレーション案①によると、基金残高は、令和元年度と令和7年度末を比較すると取崩額約35億9,300万円となり、令和7年度末の基金残高は、約28億5,800万円の見込みとなります。

案②によると、基金残高の取崩約32億4,200万円、令和7年末の基金残高は32億4,100万円の見込みとなると示されています。

以上を踏まえて質問します。

①学校統合は決まっております、計画的に事業は進んでいると思います。但し、町の経済状況の悪化が懸念される中、町民の生活や経済の再生に向けた取組を優先すべきと思います。

行政のお考えはいかがでしょうか。

②文教施設事業を進めるにあたり、建築の仕方、既存施設の利用を検討し、歳出を厳しく

精査して経費削減を検討すべきと考えます。

次世代の町民に大きな負担をかけない事業を望みますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、堤豊さんの一般質問にお答えをいたします。

まず大きな1点目の新型コロナウイルス感染対策について。

(1) 新型コロナウイルス感染対策として、①につきましては、県知事も警戒レベル上げや現状を踏まえての会見において、県としての警戒レベルではあるが、感染拡大が起きているのは、繁華街を有した都市部であるとの見解を示され、私たちの住む伊豆などは頑張っておられるとおっしゃっておられます。町としては、経済封鎖をしないためにも、今以上に3密などに配慮をいただきながら、新しい生活様式を徹底していただければと思いますし、今後の動向を踏まえながら、その都度対応は考えていきたいと思えます。

次に、(2)の下田市の行政対応方針についてでございますが、他市町の方針に関しましてコメントする立場ではございませんので答弁はできません。

次に、大きな2点目の財政シミュレーションについて。

(1) 文教施設以外の対応についての①でございますけれども、第1常任委員会でお示した資料の令和2年度から令和7年度までの6年間の基金取崩総額は35億9,200万円でございますが、当然多額であると思っております。ただ、財政シミュレーションを行いながら、取崩し可能額を算定し、貴重な基金を必要な事業に投下するものでありますので、多額ではございますが、必要な額であると考えております。

次に(2)文教施設等整備事業についての①につきましては、合併特例債については申請どおり認められると考えております。20億円につきましては、あくまでも試算でございますので、過疎債の充当額が増えれば、合併特例債が減ることも考えられます。

次に②につきましては、現在の基金状況を踏まえた財政シミュレーションにおいては問題ないと考えております。

次に、③と④につきましては、関連がございますので一括で答弁をさせていただきます。認定こども園が別敷地となることにより、敷地造成に掛かる事業費が減額となり、起債充当及び一般財源が減ったためでございます。

次に大きな3点目の基金残高の見込みにつきまして、(1)の基金残高の見込みについての①学校統合云々ではなく、コロナ禍において近隣市町の中で1番町の経済状況を憂えて対策を行ったのは西伊豆町であると自負をしております。今後も必要であるならば、対策を検討することも必要と感じておりますが、対策に使った費用がばらまきであるとか、無駄であるということ論ずる方もいらっしゃいますので、慎重に行わなければならないと考えております。

次に②の問題につきましては、金額のみの議論で、町は物事を判断をしております。以前より何度も申し上げておりますように、学校建設ではありますが、仁科地区の避難場所の建設でもあるわけでございます。現在の学校施設では、想定される地震、津波の被害には対応出来ませんし、避難所として利用するにも不安ばかりがある状況でございますので、最終的な受益者である住民の皆さまが、災害時に行くところがなくてもよいからお金をかけずにやれということでもない限り、町としてはしっかりとしたものを整備する必要があると考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長(山本智之君) 堤豊君。

○1番(堤 豊君) どうもありがとうございました。それでは、せっかく時間を頂きましたので、再質問の方をさせていただきます。

これは、関連する数字でございますから発表しますが、2020年度の国が発表した経済財政白書によると、新型コロナウイルスの感染拡大で生じた日本経済の構造変化が起きております。緊急事態宣言が、我々西伊豆町でも発言されまして、消費が急落して、外出の縮小、自粛や店舗の相次ぐ休業で、個人消費は大打撃を受けたことは皆さんご承知のとおりでございます。

そういう中で、これは前にも何度かリーマンショック、大震災の件は言いましたが、リーマンショックの時の数字を調べますと、2009年1月から3月、5.5兆円の下振れ、東日本大震災、これ東京電力の福島原発のときの数字も調べましたら、2011年1月から3月、6.5兆円。兆という単位ですからちょっと皆さんぴんときないかもしれませんが、5.5兆円リーマンショック、それで東日本、それでこの福島原発のときは6.5兆円の下振れという形で経済に深刻さを表明しました。

さて、それはそれとして、今回の内閣府は消費推計を発表しました。令和2年の1月から3月のこの3ヶ月間の年額で、どのぐらいしたと思えますか。1～3月で、日本経済約8兆

円。リーマン東日本よりはるかに多い8兆円。その次、4月から6月期は何と年額で31兆円の下振れということで、とんでもない数字を、今、数字というか、金額を日本経済は今被っております。

政府のほうも、このコロナに負けてはいけない。コロナと一緒に共存しながらやっていかなきゃならないという非常に厳しい数字が発表されて、我が西伊豆町も、国とは違いますが、こういう小さな町でも、やっぱりその影響は非常に大きいと思います。今、数字的なことをしましたけど、このコロナの強烈的な経済を失速させたということについて町長、お考えはいかがでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その件につきましては、今年の3月か4月ぐらいに、このコロナの関係で、観光の予約がキャンセルが相次いでいるというところで、町の入湯税を使って、何とか観光を下支えをしなければいけないということを、確か3月ぐらいに言ってるんじゃないかと思います。

その時から、もしかすると、これはリーマンを超える経済打撃があるというふうに、国も示しておりましたし、町としてもそういう感覚がございましたので、先ほど壇上でも答弁をいたしました。町の経済回復のために、私たちは他の市町に先んじて、いろいろな対策を行っているところでございます。

ただ、これはあくまでも国の方針として、コロナウイルスを共存していくという方針を立てられて、今ここまで来てるわけでございます。ただ、ですから町がどうこうというよりは、しっかりと国のほうで方針を作っていただかないことには、対策のしようがないところまで来ているんじゃないかなろうかというふうに思います。

他国の例を見ますと、台湾などでは、基本的にはこの新型コロナウイルスは、もう市中には蔓延しておりませんので、マスクをつけずに国内の旅行は普通にできるという状況まで戻っているということでございますから、そのへんの対策をしっかりと取れたか取れないかによって、国の状況というのは変わっているのではなからうかというふうに思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今、町長からお話しが出ましたけど、観光の話が出ましたけど、今回のこのコロナの中で、やっぱり影響は今度12月に入りまして、ホテル関係も固有名詞は使っちゃいけないからあれですけど、何ですか、半分以上、12月はお休みするとか。これは例年のことで観光は、暇になる時はあれですけど。ただ、それに今回は追い打ちをかけるようにご

存じのようにGoToトラベルのほうの関係は、取りあえず静岡県は、まだ指示は出ておりませんが、でも内々の、我々も商売を私のところもやっておりますけど、やっぱり影響は一気に、やっぱり西伊豆町も危ないじゃないかというようなそういうあれが、動きがありまして一気に、12月という暇な時期を迎えてますけど、その影響が出始めてるような気がします。

今町長が、基幹産業である観光についての話をちらっと言いましたけれど、これがもしコロナが拡大した場合に、伊東とかいうところあいう所はもう近隣で、その伊豆の国市なんかも、もうそこまで今我々のところまで迫っておりますが、もし、たればじゃないんですが、そこが出てきた場合に、我が西伊豆町もその基幹産業であるそこに仕える従業員とかそういうものを総合的にすると1番そこに働いてる人たちが多いわけですけど、それに対する前回と同じような支援というものはその時は考えていただけますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですので、それは壇上でも答弁しましたように今後の動向を踏まえながら、その都度対応していくということでございます。ただ、この今回使った費用につきましても、ばらまきではないかとか、そういったことを言う方がいらっしゃるわけですから、なかなか町としては難しいところもあるかとは思いますが。そうは言ってもですね、基幹産業は潰れると、やはり従業員の働き場所の確保ということも踏まえて、今後、これ以上疲弊するわけにはいきませんので、カンフル剤的に町がそういった資金を投入していくということは必要だというふうには思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） ありがとうございます。次の再質問に入ります。先ほど下田市の例をしました、他市町村のことだからコメントしていただいただけませんでしたけど、せっきくのこの質問のあれにも入れさせていただきましたもので町長の考え方はわかりましたけど。私が今回のこの質問でしたかったのは、今回の次の質問の中でも、今回の学校問題、文教施設問題とかそういうものがあるからなんですけど、何でこの下田市を一つの例に取ったかという、そういう決断をしたっていうのは、他の町だから下田は下田の事情があったということは、これは十分承知しておるんですが、ただ、非常にその、議会も含めて判断が早い中で、早く手を打つということを下田市がやりましたもので、やっぱりこういう、もちろん町によってその財政状況はみんな違うんですけど、我が西伊豆町は、今基金のあれとか、これから質問さしていただくんですが、余裕があるからじゃなくて、やっぱりそういう危機感を持って、あいう下田みたいの対応する町もあるんだよということをお示ししたかったもので、質問

の中に入れてさせていただきました。

町長は他市町のだからノーコメントということですが、一つだけ、この下田市のあれを、せっかくありましたからというか、その中でちょっとこう、我々にも関係することですけど、文教施設のあれを質問しますが、下田市では、松木市長はこういうあれして10月中に7回にわたり市長と語る会ということで、各、白浜からずっと全域の、あれを区長さんとかそういうものを、市民会館とかそういうところで話を聞いているんですね。そういう事業に対して、皆さんはどうお考えですかというふうにということ聞いて、そして、英断を決断をしたということがあるもので、町長におかれましても、当然、町の皆さんの役場の区長さんを初め、皆さんの意見は聞いておると思うんですが、やっぱり今回の事業、次の質問と重なっちゃいますけど、事業を考えた場合に非常に大きな事業になりますもので、もう少し町長のほうも、その町内会とかそういう、各皆さんの区長さんも含めた形でのそういう意見交換というものを、再度、町長自身が開催して意見を聴取されて、もっと生の声を聞かれるという機会を設けたらいかかなと思うので質問したんですけど、それについては、町長お考えいかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 下田市のその住民と語る会が行われたということにつきましては、私も新聞で拝見をしておりますので存じ上げております。ただ、この件につきましては、この庁舎をどうこうするということに関してのみ行ったわけではないと。広く住民の意見を聞くということで行われたというふうに伺っておりますので、これをもとに庁舎建設の延期に対して判断をされたというふうには私は聞いておりません。

住民から広く意見をというようなことでございますが、以前から増山議員から、そういった懇談会を開いたらどうかというご提案をいただいておりますけれども、懇談会を開かなければ意見が聞けないというふうに私は思っておりません。今年に入ってから、このコロナでいろいろな会合はなかったわけでございますけども、喜楽会のところからお呼びをいただいて、一緒にランチミーティングもいたしました。

その後、その新聞を見られたところから、うちでもやってくれないかというようなお話がございましたけれども、区のほうから、この時期にそんなことをやっていかなものかというクレームが入って、それが中止になったというものもございます。

ですから、住民の中には、集めればいいということに対しても、今年のコロナの状況では、なかなかそれができないということもございますので、まず、私基本的に昼食は外で食べて

ますんで、歩きながらすれ違った方とお話もしますし、お店で会った方のご意見も伺ったりということで意見は聞きとれていると思っておりますから、そういったものを開催する必要はないのかなというふうに思います。区長さんたちからのお話につきましては、今年はちょっとコロナの関係で会合の数が少ないわけでございますけれども、そういった皆さんが集まって意見を聞く時がございますので、もし、要望やご意見があるのであれば、そこで言っただけであれば、町のほうはその都度対応しているというふうなことでございます。

○議長（山本智之君） 堤豊君

○1番（堤 豊君） ありがとうございます。ぜひ、今町長のお考えが、そういう考え方があるということでしたら、ぜひそうしていただきたいと思います。やっぱり今回のあれは、その数億円じゃなくて、何十億という大きな金額であるがゆえ、それを意見聴取を全部した中で、もちろんPTAの方、いろいろな関係者から言うと、PTAのあれは親がいるわけですからその親もいるし、お父さんもお母さんもいるわけですから、やっぱり町民全体の声がどういうふうになっているのかということとはしっかり把握しないと、我々議会のほうが最終決定するという先般の質問のときに、議会が最後は決めるんですよと言うけど、我々は議会が、じゃあ反対という結論が出たら中止という形になる可能性はあるんですけど。

したがって、町長に皆の町民の声が聞いて本当にその、どういうふうなことで、多数決で物事を決めるということはいかんのかもしれませんが、町民の本当の生の声を全体をした中で、今回の事業に対して投入するということが知りたいもので、町長に自分の足で自分の部下を使って、そして我々は我々の考え方があるんですけど、町長もそのへんは行政としての責任を持ってやるということにしないと、後になって、おい、おれが反対だって事業、始まってからじゃそんなことできなくなるわけですから、そういうことを心配して、今町長に質問してるわけです。それについていかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） たぶん学校建設のことをおっしゃっておられるんじゃないかというふうに思います。何か、あたかも町が住民の意見を聞いていないかのごとく質問されますけれども、保護者からはしっかりとアンケートも取って意見も聞いておりますし、当然、文教施設整備委員会には、各区の代表の区長さんにお越しになってもいただいております。それプラスですね、そもそも学校をあそこに建てるということは、学校建設のほかにも、この仁科地区には、津波がもし起こった場合、避難する場所がないという前提があって、以前から防災まち歩きを行っていただいたりというところがあっての津波避難タワー、または津波

避難複合施設であったり、学校の建設ということも相まっているものでございます。

ですから、多額だからどうなのかということではなくて、必要な町としては進めております。ですから、学校単体よりは、住民たちが避難できるためのものも必要だということで、先日は加藤議員のほうから、もしそういった時には非常電源も必要じゃないかというようなご提案もいただいているように、全てを網羅した中で、この学校建設が進んでいるわけでございますから、ただ子供たちの学校云々ということだけで物事を判断されないようお願いをしたいと思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今、新型コロナウイルス感染の件名1のあれですから、もう一つ最後にあれですけど、近隣ですと新型コロナで伊東が、今回、感染が非常にこの熱海じゃなく伊東がウワーッとこう出始めて、そんな中で私の仲間もライオンズクラブとかそういう仲間がいて、そこの中からも感染者が出たということでしたんですけど、どういう事象が起きたかということ、参考までにコロナの話になりましてあれですけど、誹謗中傷であいつら遊んでるからさ、飲み歩いてるからって、そういう誹謗中傷みたいにして、何て言うんですか、その吊し上げっていうんですか、伊東市の場合、人口も6万何某であれですけど、そういう飲食街も非常に多いんですけど。そういう現象が現れたもので、私の仲間っていうか伊東の仲間からは、西伊豆町も必ずそのうち時が来る可能性があるから、その時に町が西伊豆町はそういう誹謗中傷とかそういうのがないことを祈るけれど、そういう対策を打っていかないとそのときに出たときに、あいつだがあるがという、昔流の言葉で言うなら〇〇〇的なそういう扱いをするようなことは、我が西伊豆町ではないというふうに私は信じておりますけど、町長のそのへんのお考え、新型コロナのいかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そういうことをおっしゃること自体がおかしいと私は思います。ですから4月の7日か8日に西伊豆町内に出ましたけれども、私たちはデマとかを消さなければいけないために放送もしましたし、その方がもう特定されているというようなこともありましたんで、県のほうが指定されている濃厚接触者の一回り外側をですね、皆さん注意してくださいということで、すぐさま火消しに走っております。

ですから、起こったときに初動体制をいかにするかによって、その拡散の大きさが変わると思いますから、町としては事象が起これば、すぐさま対応したいと思いますし、議員がおっしゃるようなことはないと思いたいわけでございますけれども、その当時すでに起こって

いたのも事実でございますし、逆にそういったことを言う方たちが言うわけですから、堤議員も以前一般質問のときに、函南と、どこどこどこどこが出てなくて、うちは出たから駄目なんだみたいなことを平気でおっしゃっておいりましたんで、そういうことを言わないようにしていただきたいと思います。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 休憩、お願いします。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午後10時02分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

堤豊君。

○1番（堤豊君） 続いて件名2の再質問のほうに入らせていただきます。財政シミュレーションについてでございます。第1常任委員会で、令和2年から令和7年度ということで、6年間のシミュレーションが示され、私もこの資料を見させていただきまして再質問をさせていただくんですけど、総額で27億3,400万円が示されました。その中に内訳で斎場建設が、文教施設以外で、斎場建設が6億2,800万円ということで概算事業費として示されておりますが、そのへんの進捗状況というか。これについては、斎場については非常に西伊豆町全体で皆さん興味のある部分でございますが、今回の財政シミュレーションという中で、6億2,800万円が概算事業費として計上されておりますが、その進捗状況なり町長の今後の対応について、どういうものか教えていただきたいとお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先だって地質調査の結果がわかりましたので、区のほうに説明には行かせていただきました。ただそうはいきまして、その会場でいろいろなご意見出ましたので、今後、区と協議をして進めていきたいというふうに思っております。まだ決定したわけではございません。

ただ、この金額6億何某につきましては、町単独で行った場合これぐらい掛かるということでございまして、今後松崎と共同でやるということになった場合には、おのおの負担割

合を決めて出していくということになりますから、この金額が6億が3億何某に変わるということにもなろうかと思えます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 斎場については、もう質問者がたくさんいますけど、非常に興味の深い部分というか、早く造らないと一色のほうもだいぶ老朽化、今の斎場も老朽化しておりますもんで、町民の多くの声が聞かれていますけど、もちろん地元の田子地区の皆さんの声をちゃんと精査して、できる限り早く斎場については決定して。

ただ、今回のシミュレーションの中には、斎場は令和3年にやりますよという数字が出ておりますもので、そのへんはもう完全に今の状態だとずれていく、4年、5年という形になるということでもよろしいでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当初の計画でいけば、そのぐらいからいろいろな事業が進んでいくであろうということで計上はしておりますけれども、これは以前から言ってるように、まだ決定をしているものではございません。ただ、シミュレーションをかける上では、予想される事業は盛らないとシミュレーションは出来ませんので、そこに記載がございます。

ただ、今後、区との協議でどのようになるのかわかりませんので、令和3年が4年5年6年になるかもしれません。それは今後どういった動向になるかについては、その進捗によって変わるというものでございます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 文教施設以外のあれで、この中に質問の中に入っていますが、次に津波避難施設等整備事業、これにつきましては事業計画、事業費を読みますと、金額で総額で12億2,500万円という形で計上されています。あくまでもシミュレーションですから、私もそれを認識しながら、あえて皆さん数字については興味がある部分ですから質問させていただくんですが、この津波避難施設等整備事業の計画が令和3年で8億2,000万、それから令和4年で3億6,500万円と、このシミュレーションで出ているんですが、もし、計画のシミュレーションの内訳8億2,000と3億6,500万の内訳がわかったら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 詳細な内訳につきましては担当課長から答弁させますけれども、そのうちの約6億円に関しましては、皆さんから修正がありましたので事業は飛んでおります。

ですからこの部分は減額になる。今後ですね、シミュレーションをする時には、そういったものを考慮して質問していただければと思います。

○議長（山本智之君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 内訳を申し上げます。内訳につきましては、仁科、それから宇久須の避難タワーの建設、そのあと築地の避難タワーの建設を考えております。年度につきましては、令和4年以降という形で今考えてございます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今、当局の説明ありましたけど、4年以降ってことは、来年が令和3年ですけど、来年はそういうものを計画して決裁になってから、その事業がもし議会のほうが通ったら4年以降に事業を始めるという考え方ですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 3年近くここにいらっしゃいますので、議員も仕事がどのように進んでるかということはよくご理解いただいているかと思いますが、進めております宇久須と沢田、これについてはまず土地を購入、ボーリング調査で設計、そして建設ということになります。単年度で全てはできません。今年に関しましては土地を購入して、建物があつた所に関しては解体をしております。

ボーリング調査も終わりました、これから設計に入っていくわけではございますけれども、来年建つかというふうに言いますと来年は多分詳細設計でございますので建ちません。そうすると令和4年には建たなくて、5年に建つということになると、財政シミュレーション上はそこに金額が載ってきますんで、違う違う、今令和2年ですね。令和3年には設計で、令和4年に建つということになるとそこに金額が載りますから、令和3年のところには載ってこないというようなことをご理解をいただければと思います。

ただ、これはあくまでもシミュレーションにうまくいった時のところの数字をはめ込んでありますから、何か不都合があつて事業が1年でも延びることになりますと、その金額はそちらにずれていきますから、今ここの財政シミュレーションを、第1常任委員会でやった数字が必ずそのようにいくというふうなご理解をされると、大変危険かなというふうに思いますんで、そのへんはよくご理解した中で質問していただければと思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 町長のおっしゃる通りです。これはあくまでもシミュレーションという形でございますから、当然変更されたりいろんな諸事情があつていくということですけど、

今回非常に金額的にも大きいですし、その大規模事業という形に関連したシミュレーションでございましたので、今質問をさせてもらって当局の考え方を聞いておるわけでございます。

次に、その他整備事業の中で、道路施設の長寿命化、それからクリーンセンターの焼却炉の維持ということ、2つ。これが当局の考えでいくと8億8,000万円、8億8,100万円ですか約、計上されております。この、もしシミュレーションどおりにいったすると、この道路の長寿命化の施設の長寿命化とクリーンセンターの内訳という、このよく8億8,100万円がもしやるとなった時の内訳を教えてくださいたいんですが。どのように考えてるか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） もし、詳細をお聞きしたいのであれば、この本会議場ではなくて、資料のたくさんある現場の課に行って事前に聞いた中で、この金額が載ってるけれどもどうなんだという質問であれば、お答えのしようがございますけれども、ここでその重箱の隅をつついてですね、これは何だこれは何だというふうに言われましても、それは事前準備が足りないんじゃないかというふうに思いますんで、よく事前準備をされてから質問していただけないでしょうか。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） いや、このシミュレーションのこういう流れ、これも総務課長さんから勉強させていただいたんですけど、議会の中で町民の皆さんが関心事項の高い事項だから、私はあえて質問をさせていただいてます。町長、したがって大事なことでなかったらそんなこと、ぐじゅぐじゅ隅をつつくようなばかなことしません私も。だから大事なことで、傍聴者の方も来てます。どういうふうにその内訳をとということを知りたい人もいるでしょう。だからお聞きしているわけです。

○議長（山本智之君） 堤議員。

興奮するのはわかりますけれども、言葉に気をつけてください。

○1番（堤 豊君） はい。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午後10時23分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

総務課長。

○総務課長（高木光一君） すみません。大変失礼いたしました。その他の内訳ですけども、最初にクリーンセンターの焼却炉維持の関係になります。令和2年度から読み上げます。横に読み上げますが、令和2年度が6,300万円、令和3年度が5,000万円、4年度が5,000万円、5年度が5,000万円、6年度が5,000万円、7年度が5,000万円というふうになっています。

こちらにつきましては、焼却炉の維持管理の分の費用となっております。そのほかにつきましては道路事業、長寿命化に対する事業費となっております。詳細につきましては、これから予算計上の中で、どこをやるかというのは詰めていくようになるということになります。

以上でございます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） それでは大規模事業概算事業費の文教施設以外の事業計画については、これで終わります。続いて文教施設等整備事業、この事業計画について再質問させていただきます。文教施設等整備事業の概要を財源計画を見ますと、過疎債が6億円ということでシミュレーションしてあります。12年の償還シミュレーションということで0.02%という非常に低利であるんですけど、このへんについては、もし実行されるということになった時に、この過疎債の6億円は、こういう低利の0.02で、国、県は貸していただけるのでしょうか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 現状の中では、同じような率で貸していただけるというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 12年という償還で非常に低利ですから、もしこれが実現するなら非常に意義があったと思います。ただし、国とか県、県はあれですけど、国の借金のあれを見ますと、関連ですからちょっとあれですけど、今国の借金というのが1,100兆円あるんですね。1,100兆円って兆という単位が、私ちょっと自分では理解出来ないんですけど。いずれにしろ国ももう大きく今回のコロナ騒ぎの中でマイナスになっちゃってるということで、この0.02ということで調達できればいいかと思えますけど。

もう一つすみません。関連で質問させていただきます。合併特例債が当初これ文教施設がOKにゴーになった時に、20億円ということを計上、このシミュレーションにしています。これに

つきましては15年間の償還シミュレーションという形で20億を考慮しておりますが、この15年の償還シミュレーションの金利とかこれが、このシミュレーションの中では細かいのが示されていないんですけど、こういう20億円という金額のあれに対してはあれですか。合併特例債はどのぐらいの金利っていうか、15年間で返済していくという。もし、実行される場合教えていただきたいんですが。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 金利につきましては先ほどのやつも0.02というふうなことで、こちらでも答弁はさせていただきましたが、あくまでもシミュレーション上でございまして、今後金利が上がる可能性もございます。また、下がる場合もございますので、あくまでもシミュレーションで必ずこの金利で借りれるというものではないということだけをご承知おきください。ただ、現在につきましては、市中から調達するに関しては、金利が安いということだけ、これは事実でございますので、その中で有利なものを町は借りていくということでございます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） なぜその合併特例債の20億っていうのをするけど、金額は多額な合併特例債でやるとなった時に、15年というこの償還シミュレーションがされてるんですけど、15年という期間も非常に長い返済をしていくというシミュレーションになってるもので、参考までに非常に過疎債が6億円で0.02%と非常に低利だけれど、そういう意味で質問させてもらってますから、あくまでもシミュレーション上ですから、もちろん金利は上がります。これだけ国がもう大借金をしてるんですから上がってくでしようから、私のあれが間違っていれば幸いですけど。ですから、ちょっと参考までに20億円の15年でやるというシミュレーションが、もしやった場合には、ゴーになった時にどのぐらいの金利ですかってことを質問してるんです。いかがですか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 今、率を持ってません。資料を持ってませんので、休憩してもらっていいですか。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午後10時31分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

総務課長。

○総務課長（高木光一君） すいません。大変失礼いたしました。合併特例債につきましては、0.5%でございます。

以上です。

○議長（山本智之君） 堤議員。

○1番（堤 豊君） どうもありがとうございました。文教施設、最後一つだけ質問させていただきます。この中で、ちょっとこのシミュレーションの中で気になる文書が出ていたもので、この説明をちょっと願いたいんですが。説明の中で、人口が大きく減少し、予算規模も減少する中で、現在と同等以上の返済を行っていかねばならず、大規模事業以外の町単独事業の執行が難しくなると、ここに記載されてるんです。この意味はちょっとよく理解出来ないんですが、どういうことでしょうか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） その時の資料にもありますし、ご説明をさせていただいているかと思えますけども、このシミュレーションにつきましては、取崩額のみで計上で、積立金がまるきりないものとして算定してあります。その場合には、厳しくなるというようなことで書かせていただいております。ただ、ふるさと納税等もこちら一切入っておりませんので、その場合を加味した場合は、この文言どおりということではないということをご承知おきいただければと思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） それでは次の基金残高の見込みについて、再質問させていただきます。時間が大分押してきましたから、急いでやります。今回の関連質問で、この数字のほうを町長が、昨日、町内会の会報で、西伊豆町のされておりました。その中で、この町長の中で、いろいろ詳しい説明がありまして、非常に可視化っていうか、町民も見やすい数字になっていたということで考えております。1番最後のほうになったところで、ちょっと気になったもので質問させていただくんですけど、町長のこの「ちょっと聞きたいがだけんど！！」ということなんですけど、健全財政を運営できるという数字が出ており、常に行財政係がチェックしていますので、このことによって住民の皆さまの負担が増えることや税金が上がるということがありませんということを町長は言っておりますが、これについては一つの公約み

たいに感じるんですけど、これで間違いありませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そういうことではなくてですね、世の中でこの西伊豆町内でうわさがいろいろ飛び交っておりますけれども、どうもこの公共施設を造ることによって子ども手当とかが減らされるんじゃないとか、何かそういうことをおっしゃってる方がいらっしゃるようです。ただ、税率につきましては、国であったりとか町であったりといろんなところで決めておりますし、国保税につきましては、町また介護についても町が金額を決めるわけでございますけれども、この公共施設ですね、大型の事業をやったとしても、そこには影響ありません。住民の生活に何ら影響ありませんということを言っておるわけでございます。

これについては、いろいろ私たちが事業を行うにあたっては、当然、発案をしている中で、この事業をやることによる財政負担はどのぐらい掛かるのかということは、財政当局と話をしながら、これは掛かり過ぎですよとか、もうちょっとここは削れませんかということ話をしながら進めております。

ですから、必ず行財政係はしっかりとチェックをかけているというのは、その文言に入るわけでございますけれども、それをやったとしても、住民の負担は増えないというぐらい、今の西伊豆町であれば、この事業に耐えられる耐力があるということでございます。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） このあれは、西伊豆町のやつはみんな、この町の貯金が増えてますということで町長のお考えがよく表れてると思うんですけど、今言ったように住民の皆さまの負担が増えることや税金が上がるということはありませんというのは、やっぱりここに紙面に町長の顔が出てやってるということは、一つの、私は、町長は公約をしてるんだなということですから、もし負担が増えたり税金が上がるということになると、町長は今、違うよと言ってましたけど、これを、じゃあそういうのを載っけてはまずいですか。状況によっては税金を上げますよ。皆さんの負担も増えるんですよということを、なんで書かないのか。これの文章を読んだら、税金上がらなくていいなあ、住民の負担が増えないんだな、大丈夫なんだなということを間違っって認識する可能性があると考えたもんで質問しています。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 増えないのに増えるとは書けないでしょう。この事業をやることによって増えないんですよ、負担は。これは昨日の高橋議員にも一般質問でお答えしましたけれども、今持ってる基金残と借金残、これから起こすであろう借金、そして基金の取崩し、全

てをやったとしても、住民サービスの低下には繋がらないんです。繋がらないのに住民負担は増えますと書かないんじゃないですか、普通。

ただ巷では、この事業をやることによって負担が増えるという噂があるわけですよ。そこは明確に正しいことをお伝えするというのは、町の責務だというふうに思います。貯金が増えたというのは、私、町長の考えかっていうふうに言われます。私の考えではなくて、皆さんも決算も審議されて承認されてますけど、事実として増えてますよということを書いてあるわけですから、別に私の思いを書いたわけではございません。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今回のこれについては、基金残高の取崩しもあって、当然そのやるとなったときにはお金を突っ込まなきゃならないということになるわけですけど、やるとなったという前提で質問しますけど、当然、これだけの大事業をやるということは、入札についても、また見積りについても、また設計会社のついても、しっかりとしたそういう精査を出来て、そういうもので間違いのないという大事業であるがゆえの、あえて質問をさせていただいてるんですが、それについては、入札も今までどおりじゃなくて、ちゃんと公平になるように。そして町の下請を使うとかそういうことを前提にして、この組立てでこの大規模事業をやるという考え方でいいですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 大規模事業だからやるのではなくて、小規模事業でも今までも適正に行っておりますので、今後も適正に行ってまいります。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 入札というところになると、ちょっと本意から外れるもんでやめますけど、うちの今までの入札率が非常にその100%に近い入札だとかそういうのがして、何とか皆さん違う議員の方からも質問がいつてますけど。こういう大規模事業であるが故、もしその投資が決まった時には、やっぱり町民のあれは、ここにお金を突っ込むわけで、入れるわけですから当然興味のあれはそこにみんなが向かうことになると思います。

従いまして、もちろん当たり前のことでしょうけど、ちゃんとそのへんの入札、それから見積り、それについてもオープンっていうか、もちろんオープンしちゃうとあれか。あれですけどやり方が今までの町の考え方があるんでしょうけど、そのへんについては後になって町民にしっかりできるようなあれでいかないと、入札業者を競争入札でいくのか、そういういろいろ細かい問題がこれからいっぱい出てくるでしょうけど、そういうものをしっかり精

査しながらやっていくということは、町長も大切にですし、行政側もこのことは認識しながらやっていかなきゃいかんということを感じまして、それで今質問してるところです。

それについてはいかがですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから先ほどから申し上げておるように、大規模事業だから適正にやるのではなくて、今までも町の行ってる小規模の事業であれ、全てにおいて適切に行っております。議員がご心配されてるようなことはございません。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今町長の発言をしっかりと認識しまして、町長が公平にそういう仕事をやっていていただくことをお願いします。

最後に、この一般質問の中でもしましたが、時間がもうなくなりましたからあれしますが、いずれにしろこのコロナ禍の中のこういう非常に緊急事態が発生してる世の中の経済というものの中で、今回の大型事業のあれは、可決されるかどうか私は一存では決められませんけど、やっぱり何が起きるかわからないこのコロナ禍の中で、薬も今出るんじゃないかとかっていうことをやって早くできればいいんですけど、そういう時にやっぱりこの大規模事業をやるってことは、何かこの非常にこの危機感を私は感じるんですね。

なぜか。もし緊急事態発生で町民で我々西伊豆町からどっと出た。観光商売も壊滅状態になったということがもし来た時に、すぐ財政出動も我々西伊豆町としていかなきゃならないということ考えた時に、こちらにも、お金をこれから投入しちゃっても、全部契約もしちゃったから、それはキャンセルだよということはやっぱりできないと思いますから、少し一歩立ち止まって状況を見て、それで2年後なり3年後なり、もちろん学校の統合とかそういうものやるんですけど、経費の削減をやっぱりやって、ある程度こういう時だからこそ、余裕を持って町の先輩方の先人たちがやったあれです。町長も頑張ったんでしょけど、そういう蓄えがあるということは認識しておりますけど、そういうのを念頭に置きながら、この運営をやっていくということが私は必要だと思います。

一つ最後の質問ですけど、うちのその財政費比率を見ると、財政のあれを見ると0.3パーセントってことで県下でいつもこれあれです、30年度も0.3パーセント、松崎町も0.3パーセントでしたけど、何でうちのこの財政状況ってこんなにいつも低いんです、数字が。これ謎で、私いつも理解出来ないから教えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その0.3パーセントの件につきましては、後ほど総務課長のほうから答弁させますけれども、コロナ禍があるからそういう大規模事業をやるなということになると、じゃあ来年コロナじゃなくて違う新型ウイルスがあったら、じゃあ来年もできません。再来年また新型ウイルスがあったらできませんと言ったら、津波の心配ってというのは、どうなってしまうんでしょうか。

3.11以降、やはりこういった沿岸部があるところは、いつ地震が起こるかわからない。津波が起こったらどうしよう。皆さん心配をされております。じゃあそのコロナで津波の心配はなくなったのかということとなくならないわけですよ。先日も北海道のほうで地震が起きておりましたし、東北のほうでも、何週間前に起きております。もし、南海トラフとか駿河湾沖地震があって、津波が来てですね、整備をしなかったがために命を落とした場合は、じゃあ堤議員は責任を取れるんでしょうか。

そうするとやはり町としては、できる時にそういった整備をするということ、また行わなければいけない。コロナがどうこうではなくて必要なものを整備をするということですから、それだけの理由でそういった住民の命をですね、守る整備に関して止めるということは、町はできないということで先ほども壇上で、最終的な受益者である住民の皆さんが、津波の避難場所がなくてもいいから建てるなということでない限り、町は整備をする必要があるということで答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 堤議員のおっしゃったのは財政力指数のことではないかなというふうに思われますけども、財政力指数は基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値となりまして、3年、各3年間の平均値ということになります。分子となる基準財政収入額の税収が少ないことに加えまして、分母の基準財政需要額が同規模の自治体と比較しまして、需要見込みの数値が学校や診療場の数とか、あと合併特例債等の起債償還額、そして社会保障費等の額、また、人口減少対策の事業費等の額等の調査項目につきまして、算入額が多いことから分子が小さく、分母が大きくなり、ほかの町よりも財政力指数が低くなっているというふうに考えられます。

以上です。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 今、町長が返答していただきましたけど、私前回の時もたしか臨時議会の時にも、命が大切なのは当たり前です。ただ、津波はじゃあいつ来るんですか。わからな

いでしょ。だからね、いつ来るか分かんない。また100年後かもしれない。いや、明日来るかもしれない。誰もわからないですよ。だから私が言ってんのはもちろん、命を守ることは当然なんですけど、今、町民の今度は生活も、町民のそういう負担をかけないようにしてやるというのも一つの物の考え方としてあるってことです。

箱物をばんばん建てて、さあ造ったから、それじゃあ10年20年たったら錆が出てきますよ。だから言ってるんだから、こういうバランスを持ってやりましょうよと私は言ってるんであって、建てるなどは言ってません。

だって町長建ててるじゃないですか、どんどん今。だから私は反対をしてるわけじゃない。そういうバランスを持ってやっていきましょうよということを私は提案してるんであって、町長に。それを町長はそう言うとは何だ、命を粗末にするのか。それは命は大切ですよ、みんな。どうですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから堤豊さんも言ってるんじゃないですか。津波いつ来るかわからないんですよ。わからないから整備しなきゃまずいんじゃないですか。5年後に来ますよってわかってるんだったら5年後までに整備をすればいいんです。ただわからないから、なるべく早く安全なところを確保しなきゃいけないってそれは当たり前じゃないですか。そこがおかしいんでしょうかね。

もし、なかったら守れるものが守れないんですよ。この新型コロナウイルスも対策をしないから守れるものが守れてないわけじゃないですか。だから、経済対策に対しては、静岡県またこの伊豆半島南部ではですね、西伊豆町は観光産業はじめ住民の皆さまもよく対応していると私は思っております。ですから、今後、もしそういったケースが起こった場合には、対応しますよと、これも壇上で答弁してると思いますが、コロナはコロナ、津波は津波で分けて考えないと。

コロナがあるから津波対策をしなくていいっていうことではないわけですからね。そこだけはよくご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） これで最後にします。ただ、箱物のそれだけじゃなくて、今避難地はあるんですよ。沢田だってどこだって、みんな山へみんな逃げるっていう人もいますよ。あの階段を、あの急な階段なんかじゃとても登れないと。私もやってみました。もう時間はかかるし、5分10分じゃ、あの上へ行けないです、老人は。みんな山だったら平行線で、沢田

をまた例にとって大変失礼ですけど、の人は山が近くていいよと。箱物を建てるならそのお金を町民に分けてやってくれよという意見もありました。

したがって、今、ないわけじゃないんです。避難地はみんなあるじゃないですか、みんな。そこにタワーを造ろうと言ってんだから、私は言ってるだけで、そのへんは誤解しないでください。避難地はあります。西伊豆町どこの町だってみんなあるんじゃないですか。そして計画的にできるものは避難タワーなりそういうものを造っていこうということでやってるんじゃないですか。私、避難地を何も造るなどとは言ってません。みんな避難地持ってるんじゃないか。みんな町内会は。私も町内会の一員ですし、班長もやっています。だからよくわかります。以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 避難地はある。確かに避難地はあるんです。じゃあそこに避難をするということは地震があつて津波が来てるという前提になると思うんですよね。じゃあ津波が来たあと、どうなりますかここは。3.11以降東北に行かれたことありますでしょうか。じゃあそのあとの避難所生活はどこでされたらいいんでしょうか。仁科地区は、ありませんよ。そういうことも町は考えてやらなければいけない。

ですから、住民と一緒に防災まち歩きをして、2分以内3分以内に逃げるためにはどこにどういったものが必要かというものを検証し、被災後、生活をするためにはどういったものが必要かということを議論してるわけでございます。ですから、前回の一般質問で加藤議員が、安良里の避難所、そういった場所が少ないということで、幼稚園をこちらに持ってきたらどうかというようなことありましたけども、もし、津波が本当に来たならば、生活する空間がないわけですから、やはりそのことまで考えて整備をすることは、行政としては、公助の観点から必要ではないかということで事業を進めております。

議員は避難場所があるということでおっしゃるのであれば、仁科地区の方は、野宿をして1ヶ月、2ヶ月生活をされるんでしょうかということ、住民の皆さまがご納得いただけますかということ、皆さんに聞いてみてください。

○議長（山本智之君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 以上で私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時56分

---

◇ 堤 和 夫 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番、堤和夫君。

9番、堤和夫君。

〔9番 堤和夫君登壇〕

○9番（堤 和夫君） 議長のお許しが出ましたので、壇上より一般質問を行います。

私の質問は、今回は2点でございます。1点目は、町長の政治姿勢について、2点目は新型コロナウイルス対策についてでございます。それでは通告書に従って質問をいたします。

1. 町長の政治姿勢について。

（1）公約の実現について。

①介護保険料の値下げについて。

介護保険料の値下げは、町長の重点公約だと思う。松崎町は西伊豆町に比べ年1万6,800円も安いとチラシで謳っている。少しは松崎町に近づけたのか。

②認定こども園の統合高台移転について。

今、認定こども園を高台ではなくて、先川地区に移転する案が急に示された。何故先川地区なのか。

③地元で働ける産業の振興について。

林業・漁業・農業の在り方を見直し、仕事として成り立つ仕組みを作りますとあるが、どのような仕組みができたのか。

④基幹産業が元気な町について。

観光客が来なくなる町、もう一度来ようと思える町づくりをしますとあるが、どのような施策を実行したのか。

2. 新型コロナウイルス対策について。

（1）賀茂地区における保健所の役割について。

①松崎支援室は、賀茂保健所に統合されたと聞いているが、もしも当町で新型コロナウイ

ルスが疑われる患者が出た場合は、何処に連絡するのか。

②新型コロナウイルスが疑われる患者が出た場合、一時待機所に行って頂くことになると思うが、賀茂1市5町には開設されているのか。

③これからも新型コロナウイルスの2波3波の波が来ると思われるが、賀茂保健所松崎支援室をもう一度松崎に呼び戻す考えはないか。

(2) だ液PCR検査について。

①自分が新型コロナウイルスに罹っているかどうか、自費でもいいから、だ液PCR検査を受診したいという町民もいます。その場合はどこに問合せたらいいのか。

②新聞報道では、検査センターを登録14診療所となっていたが、当町にもあるのか。

③だ液PCR検査は、簡単な検査キットをSBグループが開発し、近いうちに販売を開始するというニュースも流れています。簡単に廉価になったら、当町全員、希望する者を検査する考えはないか。

(3) 西伊豆県健育会病院の支援とその他の医療機関への支援について。

①今回、松崎町と共同で、約2,200万円の支援が実現したが、今後2波3波の新型コロナウイルスが発生し病院が経営悪化した場合、支援していくのか。

②新聞では、同病院以外にも町内の診療所への支援も検討中とあるが、検討したのか。

③松崎町は、歯科医院への支援も検討中とあるが当町はどうか。

(4) コンビニなどの小売業者へのマスク、3密など、町の指導について。

①町内の小売業者のマスク、3密などの実施は、店それぞれまちまちであるが指導しているのか。

②特にコンビニに関しては、他県の車のナンバーがよく見受けられるが、マスクなしで平気で入店している。町がパトロールして、町民が安心して利用できるよう、指導できないか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは堤和夫議員の一般質問にお答えをいたします。まず大きな1点目の町長の政治姿勢について。

(1) 公約の実現について。

①につきましては、現在、西伊豆町地域福祉検討協議会において審議をいただいている状況でございますので、金額は確定しておりませんし、松崎町さんの金額も確定していないため、

近づけたのかという問いにはお答えできませんが、西伊豆町の保険料基準月額値下げできるのではないかとということで議論をいただいております。

次に②の件につきましては、先川案は急ではなく、今年3月の全協において、学校跡地での併設には予想以上の金額が盛土工にかかるため、牛置などの別な場所に変更したいということをお話しさせていただいたかと記憶をしております。その際に、金額のことを考えれば別の土地もやむなしというご意見、川を越えるということに関する懸念、距離が遠すぎるのではという観点から他の候補地はないのかとのご意見もございました。津波浸水深から免れた土地で園庭、園舎を建てられる広さを確保できる場所を探した結果、先川になったということでありまして、加えて土砂災害警戒区域なども考慮し、選定をしております。

なぜ高台というものを公約に掲げたかということに関しましては、現有の認定こども園、当時は幼稚園もございましたが、いずれも津波浸水区域内にあり、隣接地に避難場所がある園においても、小さな子供たちがいざ地震が起きたときにパニックにもならず逃げることが可能なかという心配を、保護者や保育士からも出ておりましたので、そもそも子供をお預かりする場所は、浸水想定区域から外れた安全な場所に移動する必要があるということが根底にございます。

当初、旧洋ラン跡地が利用可能であれば、そちらがベストであったと思いますが、不可能でございましたので、安良里地区の中田避難地案を出しましたが、保護者の理解が得られず、学校建設に合わせ、盛土での対応で津波浸水深から免れた園庭、園舎を確保という流れになり昨年度末まではきましたが、冒頭申し上げましたように、約3億5,000万円を見込んでいました盛土工に、6億5,000万ものお金が掛かるということが判明したため、財政などを考慮し、津波浸水深から外れた別の敷地に建設するという方向に舵を切らざるを得なかったということでございます。結果的に高台ではございませんが、津波の危険から逃れた場所ということを念頭に常に議論をしておりますので、公約は確実に遂行されております。

次に③につきましては、まず、林業に関しては、いろいろな方のご協力もあり、施業業者さんが支店を出してくださり、現在ではかなりの従業員も増えてきたと聞いております。町としても、基金を積むなど林業への理解を示すとともに、積極的な後押しをしております。

先日も全国の先進地で活躍されている方が起業促進事業の勉強会で講演をするなど、林業の振興できる土台をつくっているところでございます。

漁業に関しましては、はんばた市場の活用はもとより後継者支援なども始めており、町内の人材だけでそれを賄うことには限界もありますので、町外から漁業に関心を持つ若者の移

住などに関しても着手しております。

農業に関しましては、地域おこし協力隊として現在1名の方を採用しております。今後も地産地消ができるような取組や、外向けの販路拡大を図っていきたくと思います。

次に④につきましては、基幹産業は主に観光になりますが、今までも打ってきたPRのほか、メディアでの露出の増加やSNSなどのテレビを見ない世代などにも情報が行き渡るよう発信力を上げて対応しております。また、ハッシュタグ西伊豆など、来られたお客様が進んで投稿いただけるような企画も行いましたし、堂ヶ島のジオサイトクルーズをジオガイド協会さんをお願いをして行うなど、新しいことを進めております。

次に大きな2点目の新型コロナウイルス対策について。

(1)の賀茂地域における保健所の役割についての①につきましては、かかりつけ医がいる人はかかりつけ医、かかりつけ医がいない人は発熱等受診相談センターに、いずれも電話で相談し、指示に従っていただくことになります。

②につきましては8月14日までは西伊豆町でも確保しておりましたが、9月議会で山田議員にお答えしたように、抗原定量検査を下田メディカルセンターにて行えるようになったため現在は解消しております。

③につきましては、賀茂地域における新型コロナウイルスに関する業務は、賀茂保健所地域医療課が担当で行っており、松崎支援室では、コロナの業務には直接関係がありませんでした。また、県に確認したところ、8月1日から運営体制を見直し駐在職員を本所に集約した大きな理由としては、松崎支援室管内の人口減少や、市町への権限移譲により支援室の業務量の減少していることに加え、技術職員の少数配置体制のため、担当職員不在の場合は住民満足度の高い窓口対応が困難であり、留守番対応等で機能性も十分でないなどの問題もあり、現状のまま支援室を維持するよりも本所に支援室職員を集約することにより、組織のOJTなどを通じて職員の資質向上や人材育成が図られる技術職員の少ない町への専門的支援を強化できる等の理由から、運営体制の見直しを図ったということでございます。

次に(2)のだ液PCR検査についての①につきましては、賀茂管内の医療機関でも自費でPCR検査ができる医療機関もあるようでございますが、詳細につきましては、賀茂保健所に問合せをお願いいたします。

次に②につきましては、ございます。

③につきましては、全住民に対して、だ液PCR検査を行うことは考えておりません。

次に(3)西伊豆健育会病院の支援とその他の医療機関への支援についての①につきまし

ては、他の自治体では前例のないことでも西伊豆町では積極的に行っておりますし、議会全員協議会でも申し上げましたが、基礎自治体がこのコロナ対策への出費をすることには限界がございますので、今後の支援につきましては、国、県にお願いをしたいと思います。

次に②と③につきましては関連がございますので一括で答弁をいたします。

②診療所の支援につきましては検討いたしました。③の歯科医院につきましては検討しておりませんが、現在のところ、西伊豆健育会病院以外の町内の診療所、歯科医院からは、支援等についての要望は町に対して届いていない状況でございますので、特に対応はしていません。

次に（４）のコンビニなどの小売業者へのマスク、３密など町の指導についての①につきましては、町として積極的な指導は行っておりませんが、ご存じのとおり、西伊豆町商工会、観光協会、堂ヶ島温泉旅館組合に加盟の371事業所が新型コロナウイルス感染症予防における行動指針、SAVE the NISHIIZU<私たちが地域を守るプロジェクト>に協力しており、その行動指針により様々な対策に取り組んでいると思います。

なお、この行動指針の作成時には、町の保健師による内容等の確認を行っております。

次に②につきましては、法的根拠はございませんし、指導は出来ません。また、県に確認したところ、県内では聞いたことがないとのことでした。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長は早口なので、回答書くのに全然追いついていかないんですけど。

これからもし答弁書ができていたらもらいたいなと、今、感じたところでございます。それでは最初から、再質問に入らせていただきます。

今回の、一般質問するあたって3年前ですか、4年前ですか。町長が町長選に出た時の、あなたの声が届く町の若々しい町長の坊主のあれは写ってますけども、これで私、再質問を書いたわけですけど。目指せ、介護保険料の値下げっていつてこう、値下げが赤く強調されているわけですけども。今、介護保険料は県下で1番西伊豆町は高いわけですけども、その高い主な理由は何ですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 介護保険を使われている方が多いプラス介護に関する費用が多額に掛かっているというところから、国の制度上による第1号被保険者の割合で割ると、どうしても高くなるということが原因だというふうに思います。

- 議長（山本智之君） 堤和夫君。
- 9番（堤 和夫君） それがどうして保険料が安くなるんですか。
- 議長（山本智之君） 町長。
- 町長（星野淨晋君） 介護保険を使われるであろう方々が健康になり、または新たに介護認定を受けられる方が減ることになりますと、当然、介護料金の利用が少なくなるわけでございますので、支払わなければいけない金額を負担される方々の人数やいろいろな条件に割っていくと減ることですから、皆さんが健康になれば介護保険料は下がるというものがございます。
- 議長（山本智之君） 堤和夫君。
- 9番（堤 和夫君） 今コロナ禍でホテル休んでいたり、従業員の方も大変なわけですよ。そういったしますと社会保険、これは会社が半分、従業員が半分ということで払うということになると思うんですけども。このコロナ禍における所得段階で金額は変わってくる介護保険をどのように見えていますか。
- 議長（山本智之君） 町長。
- 町長（星野淨晋君） 多分、今議員がおっしゃってるのは、後ほど芹沢さんが質問されるかと思えますけれども、第2号被保険者の件についてはそういったものが影響するかとは思いますが、町で決めてる金額につきましては第1号被保険者でございますので、このコロナの影響は関係ないと思います。
- 議長（山本智之君） 堤和夫君。
- 9番（堤 和夫君） 後で芹沢議員が詳しくやと思いますが、私はざっとやります。それでは団塊の世代が後期高齢者保険に移行する、いわゆる2025年問題はどのように介護保険に影響があるのか。どうでしょう。
- 議長（山本智之君） 町長。
- 町長（星野淨晋君） 当然、その方々が介護認定を受けられ介護保険を使うということがあるんであれば影響あると思えますけども、先ほどから冒頭でも申し上げているように、皆さんが健康でなるべくそういった介護を使わなくても生き活きと生活できるということになれば、当然、介護保険を使わないわけでございますので、この料金を上げずにいけるかなというふうな試算はしてございます。
- 議長（山本智之君） 堤和夫君。
- 9番（堤 和夫君） ここに第8期と第7期の第8期は高齢者保健福祉計画、第7期の介護

保険事業計画のあれで今年はまだ最終年度で、また、3か年の新しいあれを作ると言うんですけども。後の傍聴席にも委員の方も来ておられるみたいですが、福祉検討協議会っていうことで来年度の介護保険料の検討をなされていると思うんですけども、ここの段階で町長は挨拶したと思いますけども、どういうあれでこの介護保険料は下がるっていうふうに、今健康になればというふうに言ったんですけども、いや反対のことを思えば年を取れば、どっかどうか悪くなりますよ。

今、町長は若いからあれですけど、私なんか癌に罹ってるわけですけども。だから反対のことを何で考えないんです。その良い方に良い方に考えて介護保険を下げる。これはちょっと、町長選にあれ出る、住民にちょっとサービスしてるんじゃないですか。もうちょっと真面目に、この西伊豆町の年を取った方の生活を考えていただきたいと思いますがどうですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そういうことが影響するんであれば値下げをしなくてもいいということをおっしゃってるんでしょうか。まずそのへんを反問でお聞きしたいと思いますが。私たちはですね、なぜその健康だというふうに申し上げているかというと、介護度が、介護1から2とか、1が3とか、そういうふうになりますと当然使われる介護のお金が増えます。そうしますと、当然誰かが負担をしなければいけないということで、1号被保険者の負担が上がってきていたということでございますから、介護度が上がらないように健康に、またラジオ体操もそうですけども、日々体を動かしていただくことによって、そういった抑止ができるということで、この平成30年からずっと取り組んでおるわけでございます。

本来これは芹澤議員の一般質問にありますので、そこまで答弁する必要はないのかなと思っておりましたが、介護保険計画を作る上では、介護保険計画における計画値と実績値の比較をしながら数値を見て判断をしてございます。その中で計画値よりも実績値のほうが今下がっているというようなことがあるわけでございますので、このまま行けば上げなくても耐えられるということ。なおかつ値下げをできる状態に今あるということでございますので、値下げができると答弁をさせていただいたものでございます。

逆に議員の選挙対策だからあれなんじゃないかということになって、じゃあそれはいかなものかというふうにおっしゃいますけども、値下げをできなくて、今のまま7,000円でいけば住民の負担は高いわけですから、それはできるのであれば値下げをしたほうが住民の負担は安くなるのではないかというふうに町は捉えておるんですけども、それではまずいでしょうか。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） いや、値下げしてくれるんだったら値下げに、あたり前じゃない。良いに決まってるじゃないですか。値下げできますかって言ってんですよ。値下げは無理じゃないですか。じゃあこの町長、介護保険は何年からやっていますか。覚えてますか。町長をやってくれるわけですから、そこまで言うんだったらこの介護保険制度は何年からやっているんですか。ご存じないんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今現在7期でございますので、そこに3を掛ければわかりますよね。そういうことでございます。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） だから何年からやっていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから21年でございます。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 介護保険は2000年からでしょう。2000年。西暦2000年。その時に、どういうふうなことでこの介護保険はできたと思いますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私が知る限りですと、このまま要は高齢者の数が増えるということをつぶし国も試算されたんだと思います。国民健康保険の中に入れておきますと国民健康保険の料金が高くなり過ぎることがあったので、介護保険を国保から分離をさせているのではなからうかと。

国保の費用については安定をさせる。介護につきましては年齢満40歳から第2号被保険者として入れて、1号被保険者は各自治体で金額を決めましょうということの趣旨でいったと思います。なぜ分離されたかにつきましては、各自治体によっていろいろな施策を講じることによってそこが抑えられるのではないかというもくろみがあったというふうに思いますけれども、なかなかそうは言っても介護を使う方が増えたりとか、サービスが充実してくることによって給付費が上がってしまったがために、当初1,000幾らだったものが今7,000円まで上がってきたというものですから、給付費が伸びないように、私たちは介護度が上がらないような健康施策を行っていることによって来期には値下げができるよとまで来たということでございます。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは前に説明した9期になると保険料1万円ぐらいになりますよという、そういうふうに言ってたわけですよ。それがここに来て急にそういう分、その下がります。とてもじゃないけど2025年問題で団塊の世代が入ってきますと介護保険。あれで病気で町長が思うほどその健康、ラジオ体操やってるから健康になった人が多い。私はそうは見えないんですよ。

コロナ禍でやっぱり全然外に出れない。それで今ね、町長はご存じないと思いますが、大沢里地区とか一色、もうみんな高齢で亡くなる方がいて独居の家が増えてるわけですよ。そういう方が、やっぱり1人でじっとしているのは、だからじゃあ誰か話し相手でもないのかなというので出てきていると、私はそう踏んでるんですけど。

町長は、健康のためにそういうふうに町がPRしてるから、ラジオ体操に行けばマイナポイントがもらえるから出てきてるって、そういうふうな感じで捉えてますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） いや別にそういうふうな感じで捉えているわけではなくて、ラジオ体操は一例出しましたけれども、人が集まることによってみんなとやると、1人でラジオ体操をやるよりもやりやすいし、今度来ないとあの人どうなったかねって言って、ご近所の見回りをしてもらおう人が出てきたりというような地域の繋がりというのは当然出てくるわけじゃないですか。

それだけをやってるわけではなくて、リハビリ何とか養成講座というものを、1期生を、去年やる予定だったらちょっと長引いて今年やりましたけど、今2期目の方も修了者が出ていますし、健康講座というものをやったりというようなこと。また、地域おこし協力隊で、そういったリハビリの専門の方を今任命して、安良里の診療所さんと連携した中で、安良里幼稚園の所でそういった事業を行ったりということで、まず介護度を上げない。もし仮に介護1とか2であったら、3、4にならないような努力をすれば、給付費っていうのは上がらないわけですよ。

新たに入ってこなければ抑えられるわけでございますので、そういったことをいろいろ事業を行っているということで、本来はこの7期が7,000円で9期の時は1万円というのは、私になる前から既に試算のあったものでございますから、何もしなければそうなりますよ。ただ、この3年間事業をやってきて、そこは計画値は右肩上がりですけども実績値は右肩下がりになってるんです。

であれば次の期は7,000円じゃなくて値下げをしても耐えられるっていう試算が出てるので、値下げができるというふうに言ってるわけですから、値下げができてもしなくてもいいということであれば介護保険会計からすれば大変ありがたいことでございますけれども、やはり費用負担をされる方の負担軽減と実績に合った数値を、町としては言わなければいけないので、値下げができるというふうに言っているまででございます。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 当然あれじゃないですか、値下げをしてもらえれば嬉しいわけですよ。私なんかもう9段階で取られてますからね。嬉しいわけですよ。じゃあ、幾らに値下げできるんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その件につきましては、今、西伊豆町地域福祉検討協議会において審議をいただいております。これは諮問付託の関係になっておりますので、そちらからの回答が来ない限り私のほうから幾らということは申し上げることはできません。ですから壇上で言いましたように、金額は確定しておりませんが、今そういった方向で検討されているというふうに承知をしているというものでございます。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 後でこれは芹澤さんが詳しくやるでしょうから、ここまだ第1問でこんなにやっているともう時間がなくなりますので、やめます。後の芹澤議員に任せます。

次の若い人も住める町、幼保認定子ども園の統合高台移転、これで私どもはその先川案を否決したんですけれども。何であそこは農業、いわゆる農業特区っていうか昔からの農業やってる青地で、ちゃんとそこにアロエが植わっていて町の農業の一翼を担っているのに、何であそこに持っていくのか。もっと耕作放棄地はまだたくさんあるのに、何であそこなのかというのが私の1番の疑問なんで、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 場所につきましては先ほども申し上げましたように、今年の3月の全協におきまして、牛置など別の案に変更したいということを申し上げさせていただきました。ただ、牛置ですと川を渡らなければいけないであるとか、本当にそんな離れた所に行くのかというようなこともありましたので、なるべく新しい小中学校の所に造ろうというふうに考えた場合、ちょうどあそこの先川の所が津波浸水区域の想定されているラインに乗っかってくるわけです。

そうするとそこよりも、要は海側というのは建てられません。逆にそこからもっと一色側のほうに行けば遠くなるわけでございますので、そういったことを考えると、消防署も近くにありまして企業課もあるということで、何かあった時には公のものが近くにあるので、子供たちの安全を守るためには必要であろう。また、最適な場所じゃないかということで、あの地区の中で何ヶ所かを見つけて、いろいろ農地を所有されてる方たちとお話をさせて、ここがいいんじゃないかという所があそこの場所になったというものでございます。

まだ土地、予算も当然修正されておりますし、物事が進んでいないので、どこというような地番は申し上げることは出来ませんが、企業課の近くがやはり最適ではないか。プラス牛置きの時もそうですけれども、地震津波のほかにも、やはり土砂災害ということも町は懸念をしなければいけません。

牛置きですと、やはり土砂災害はレッドゾーンに入っているところというのはありますし、こちらの何て言うんですかね、北側にするとやはりそういったことも懸念されますので、あそこであればそういったことの危険性もないかなということで、あそこに決まったということでございます。ですからあそこよりも海側というのは、実質的に津波浸水想定区域内に入ってしまうのでできないということで、あそこが決まったということでご理解をいただければと思います。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 11時34分

再開 午後 11時40分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 2問目でもう半分使っちゃったもので、これから一問一答ぐらいでやっていきたいと思っております。途中でやめると中途半端な質問になっちゃうんですけども、文教施設の関係は皆さんで今いろいろと、前の堤豊議員もやったわけですからこれぐらいにして。次の地元で働ける産業の構築。確かに林業とか漁業、農業、これらを帯びたものとして仕事として成り立つ仕組み、まあ仕事として成り立つ仕組みはあんまりできてないかもしれませんが、個々に見るならば、町長が言ったように林業の方も田子に支店を開いたり、はんばた

市場のほうも、こぎ着けるのにはいろいろな反対もあって、なかなかあれでしたけども、それなりにやってみたくて、これは町長の答弁で良しとします。

1点だけ町長、農業に関しての状態をどういうふうに認識しているのか。例えばやっぱり耕作放棄地っていうのはどんどん増えてるわけですけど、この耕作放棄地にならないような何か施策はされたでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 耕作放棄地を解消したいというのは私も思っておりますし、議員も農業者でございますので、大変農業に関しては何て言うんですかねいろいろお詳しいというふうに思うんですけども、まず農業をやられる方、なぜ畑を耕すかという、自分も食べるもそうですけども、そこで収益が出るか出ないかというのが非常に重要になってくると思います。

ただ、昔のように米を作り何を作りというよりは、今、もうスーパーで買ってしまったほうが早いというようなこともあって、本当にここ汗水垂らして耕すことが有益なのかというふうに考えたときに買って来たほうが早いねっていうと、やっぱり農地が、耕作放棄地とか遊休農地になってしまう。でもそこに収益が見込めるようなことをやっていかないと、私は駄目だと思っております。

ですので、今回地域おこし協力隊、残念ながらちょっとコロナ影響で、地域の方との接触が余りなくて前に進んでないというのはご指摘受けておりますけれども、そういった方々がこの西伊豆のフィールドで作って、それが流通に乗って生活ができるということまで持っていけないと、耕作放棄地は解消出来ないのかなというふうに思います。

ただ、やはりこの地の利を生かして温泉の熱を使うとか、ビニールハウスでこの温暖な土地のものを利用して、これからはICTとかAIを使って人の手をかけて経費が掛からなくてもいいものはできると思いますんで、今後そういったものやっていく必要があると思いますが、この3年半ではそこまでとても行ける状況ではございませんでしたので、今後はそういったものにも力を入れていきたいというふうに思いますが、やはり収益ができなければ農業はとても出来ないというふうに思います。農業ができなければ、耕作放棄地の解消はできないんじゃないかというふうには思います。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私も時々はんばたで買ってるわけですけども。はんばたの店員に聞くと農産物の出店が少ないと。中区ですね、やってるハウスの所、今私も1日8,000歩けという

治療方法ですので歩いてるわけですけども、結構野菜は作ってるんですよね。だからそれを  
はんばたに出してくれるような、その何ていうか集荷する、そういうようなPRっていうか、  
それがちょっと少ないように思うんですけどそのへんはいかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そのへんはなかなか難しいところでございまして、はんばたに、もし  
お客さんが少ない状態で出荷をしてしまうと、今度売れ残りが発生をしまいいります。なの  
でそのへんも農業者さんは気にされているかと思えますんで、まずお店にお客さんが来るの  
が常態化をする。出荷をすると必ず売れるというサイクルができ始めれば、今出荷されてな  
い方も、はんばたに行くと1,000円、2,000円ちょっとお小遣い稼ぎそうだなというところま  
でいけば出荷をしてくださるとは思いますが、本当に売れるか分かんないのにあそこまで  
持って行くのはちょっと億劫だねというふうに思うと、やっぱり出荷につながらないのか  
なというふうに思います。

また、はんばたのほうもお客さんが来ることによって、品が少なくもっと欲しいというこ  
とになれば、はんばたのほうから回収ルートを使って農業者のところから朝一でお宅からは  
何個、お宅からは何個という集荷をすることも可能かなというふうに思いますけども、いず  
れにしても売れなければその行為ができないわけでございまして、何とかそこにお客さ  
んが来て、地場の農業のもの、あとお魚が売れる環境をまず作っていくことによって、そう  
いったものの今売れてない出していないものが商品としてラインナップされるかなというふ  
うには思います。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） まあ、売れ残ってあれするというその悪い循環じゃなくして、持って  
いったら売れちゃったよ。今日一日1,000円の売上げがあったよってというような、そういう  
ような方向に持って行っていただけたらなと思うんですけどね。それではその下の基幹産業が  
元気な町で観光客が来なくなる町、もう一度来ようと思えるまちづくりをどのような施策を  
実行して、いろいろな施策を町は町なりにやっているとは思いますが。この新型コロナ  
ウイルス後の観光ですね、どういうふうに考えて観光客がもう一度来ようと思えるまちづ  
くりをするのか。このへんはいかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これに関しましては、新型コロナウイルスが関係なく、その前から取  
り組み始めましたけれども。私たちは西伊豆町に住んでおりますので、西伊豆町がどこにあ

るかわかっておりますが、いろんな県内の会合、また全国の会合、名刺を渡しても西伊豆はどこというところからまず始まります。ですからやはり、西伊豆堂ヶ島温泉の知名度を上げなければいけないということで、ロケサポ西伊豆を作ってロケ誘致をしてなるべく露出を、しかも私たちがお金をかけてPRするんじゃなくて来ていただいてPRをしていただくような取組とか、ラジオであったりとか、いろいろな媒体を通じてPRすることに心掛けております。

最近の映画「たぶん」という、その若い方の作られた詩と楽曲と映画を混ぜ合わせたものの映像を見て、若い方たちはエモい。エモいと言っても意味が分かるかわかりませんが、エモい、行ってみたい、というふうに思い始めてきているのではなかろうかというふうに思いますから、そういう機会を作ることによって聖地巡礼まで行ければいいんですけども、その方たちが行きたい、また来て景色を見てもう1回行きたいなと思っていただけるような取組のまず一歩目は、メディアに訴えて認知していただくということが重要かと思っておりますので、今はその認知に関して一生懸命取り組んでいるというところでございます。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 認知、それも重要だと思いますが、たまにこう私もはんばたで買いに行くんですけども、他県の車も結構多いんですよ。びっくりするほど、えっと思うほど世田谷や川崎、湘南、そういうようなことで、ちょっとびっくり、ちょっとしてるんですけども。コロナ禍で、こんなに東京関東方面から来てるのかっていうふうに思うんですけども。

はんばたのトイレは、漁業会の横にある、あのトイレを観光客に使ってくださって言うてるわけですよね。従業員は新しくできたはんばたのトイレを使ってるわけですが、昨日、一昨日ちょっと妻と女性用のトイレ行ったんですよ。それは妻が発見したんですけどね。おしっこしたくなって行ったけども、女性用のトイレが壊れてると。これ、町長認識して、もうあれ分かってるっていうんだったらいいんですけども、ドアが閉まらないんですよ。ドアが閉まらない。鍵も閉まらない。洋式のほう。これはもう認識してますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 大変申し訳ございません。私のところには報告上がってきておりませんし、またちょっとどこが担当してるかわかりませんが、職員の幹部にはたぶん伝わってないかなというふうに思います。ただ、トイレにつきましては、いろんなところに委託であったりと清掃業務をお願いしておりますので、たまたまその方たちのすれ違いの時だったのかわかりませんが、今お聞きしましたので早急に修理をさせていただきたいというふ

うに思います。

やはり、はんばたに来られた方がトイレは遠いねというクレームがあるということは私も承知をしておりますし、先日伺った時には、杖をつかれたご婦人の方がどうしてもトイレに行きたいということで、店員の方が気をきかせてですね、おばあちゃん、あそこまでは大変だから中の使ってということでご案内をしておりましたけども、あくまでも中のものを他の方に使わせない理由というのは、やはり衛生面を考慮しなければいけないということで、そこはあくまでも従業員用というふうにはさせていただいておりますけれども、状況によっては臨機応変で職員が対応してくれているというふうには伺っております。

本来であればあの近くに造りたいわけでございますけども、なかなか補助金をもらう関係であったりとか、近くにトイレがあるのになぜそこに造るんだというようなことがあって、なかなか国・県の許可も下りないということもありますので、大変申し訳ないんですけども漁業会の隣を使っていたきたい。それについては、修理しなければいけないものに関しては早急にやらせていただきたいと思います。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 臨機応変ではんばたの店員がそうしているということは、非常にいいまちづくりだと思います。それでもう一つ感じたのは、女性のほうのトイレの手を洗うところの水、ぽたぽたぽたぽた落ちてて、お父さん私の力じゃ水が止まんないと言って、私もこうブツとやったわけですけども止まらない。パッキンが壊れてるのかなというようなことで、前ですね、私は9月の定例会、この年になるまで盲腸を大事に持っていたもんで出席できなかったわけですけども、その時に西島議員がそのコロナ対策のあれで、これからはセンサーで手を洗うように、そういうふうなまちづくりが必要だみたいな質問をしたと思われるんですけども、私もそれ同感で、これからのコロナ禍で西伊豆町のトイレはみんな手を差し出せば洗えると。センサーがついてるよと。

そういうことが、この基本的な観光業者に対するあれもそうですしコロナ対策となると思うんですけど、そのへんは町長思い切ってもう、あれがどんかい高いか安いかはわからないんですけど、そうすることがイメージアップ、それから観光客にも優しい町だと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 1点目のそのパッキンの件につきましても、先ほどのドアなどのものと一緒に点検をさせていただいて修理をさせていただきたいと思います。

確かに手を差し出せば水が出る、あると誠にありがたいと私もと思いますが、一ぺんに全部やるということになりますと、なかなかそれこそ財政的な負担がどうなのかということもありますので、改修をする時に一緒に合わせてということであれば可能なんでしょうけれども、そのへんについては、やはり観光地でございますので、利用者の多いトイレについては、そういうことを順次行っていく必要があるのかなというふうには思います。

ただ、海水浴場などにもやっぱりそういう施設がございますけれども、壊されるという危険も当然出てまいりますので、こういったものであれば、それさえ取り替えればどうにかなるんでしょうけれども、自動でというようなことになると、そういったものの考慮もちょっとしなければいけないという部分があります。ただ、おっしゃったように、そういった対策が今後必要だというふうに思いますので検討させていただければというふうに思います。

○議長（山本智之治君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

再開は、午後1時とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは第2の新型コロナ対策のほうに行きます。

①の、どこに連絡するのかっていうことですが、ちょうど1日にチラシが入ってきまして、これは、9月定例会で山田議員が、かかりつけ医の関係で質問されたと思いますが、都市と地方では違うと思いますが、都市のほうで患者が多くなり過ぎまして、11月ですか、かかりつけ医にまずは行ってくださいというような政府の通達がなされました。

それでこの1日に入ってきたこのチラシが本当によく分かる。わかりやすく入ってきたもので、私の1番目の質問はこれで答えが出てるとなと思います。

それで2番目ですけども、賀茂1市5町には下田メディカルが一時待機場所ということですが、これは町長あれですか、広報、町民の皆さんにはお知らせはしてあるわけですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 壇上で申しあげましたように、8月14日までは確保しておりました。

というのは、県のほうから、もし疑わしい人がいた場合、自宅に車で帰られるのであればいいですよ。ただ、電車でお越しになった場合、公共交通機関を使わないでくれ、これはたぶん飛行機で海外から帰ってきた方もそうだと思うんですよ。要は帰られない。ただPCRの結果が明日にならないとわからないという方を、どこか泊める場所をつくれというふうに言われましたんで、確保いたしました。ただ、場所につきましては、仮に一色ですよ、つくったというと大騒ぎになってしまうんじゃないですか。なので広報はいたしておりません。ただ、1市5町では、全ての市町で待機場所は確保したと。ただ、そのメディカルのほうで定量を抗原定量検査ができるようになったんで、その場所は解消しましたよということでございます。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） もうメディカルさんで全部対応するから、当町にもあったそういうあれも解消したって、こういうふうを考えてよろしいですね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 基本的には、よくわからないような人は、まずメディカルに行けばすぐに結果が分かる抗原検査ができますんで行ってやってくださいと。もしそこで陰性であればいいです。陽性だった場合はもう1回PCRをかけましょうということになって、もしそこで陽性だった場合、そのままメディカルにいられますので、私たちがそういった方たちが入る施設を確保する必要はないという判断から、解消したというものでございます。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それで3番目の、これからの新型コロナウイルスの2波3波の波が来ると思うというこれで、賀茂保健所松崎支援室は、コロナの対策関係ではないということで本所に統合したということなんですけども、これは本所というのは、それじゃあ下田の賀茂保健所ということでよろしいんですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 下田の賀茂保健所の地域医療課のほうに、そこに入るような格好で一緒になりました。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これまあ県の方針だから仕方がないとは思んですけど、町長。2波3波こういうものは当然ね、田舎ですから賀茂ですとそんなには出てませんが、この観光の町ですので、たくさん観光客が入ってくると思います。そういう場合において、やっぱり

この近くに保健所があったほうが非常に利便性が高いと思うんですけど、本所にもう統合されちゃったからいいやっていうようなことなんでしょうけども、私はこの近くにあったほうがいいと思うんですよ。だから、そのへんもう一度考え直す必要っていうのはないでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 保健所の松崎支援室があるにこしたことはございませんので、県のほうが人員配置ができて場所を確保していただけるのであれば、私たちはお願いをしたいというふうに思っております。

ただ、その件につきましては県の人事の関係もございますので、なかなか私たちのほうから言うことができないということと、この新型コロナの対策にということについては、先ほど壇上でも答弁しましたし、新型コロナの業務に関しては携わっていないということで、仮に松崎支所があって連絡をしても本所に電話をしてくれという、たぶん分取次ぎしかしないと思うんですよ。そうするとあってもなくても同じということになりますし、先ほど議員もおっしゃってるように、14の医療機関がかかりつけ医ということで登録をされてございます。そちらで対応したほうが、こちらの保健所を通すよりはスムーズに物事も進むというふうに思いますんで、もし、そういった心配があるのであれば、当然その保健所のほうにご連絡をいただくとともに、かかりつけ医にまず電話をして症状を言ってどうしましょうかという中で診断を受けるなり、メディカルセンターを紹介していただいて、そちらに行つて抗原検査を受けていただくという形のほうがスムーズではないかというふうには思います。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 次にだ液PCR検査について、賀茂保健所でもできますよということなんですけども、だ液PCR検査を自費で受けるとしたら、2万から5万ぐらい掛かるんですけども、その上、国民健康保険適用外だと思うんですけど、ちょっと確固たるあれは調べてないんですけど、たぶん新聞か何かで読んで頭の片隅にあるんですけど、国民健康保険適用外ですって思うんですけど。適用外でしたら幾らかこの援助というのはできないんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） このPCR検査をすることによって確実に陰性、そしてその結果が出た方が1ヶ月、2ヶ月陰性ということであるならば、公費負担をしてでもいいのかもしれませんが、このだ液PCR検査を受けて結果が陰性でも、次の日もらう可能性もあるわけ

です。そうすると、じゃあこの方は毎週毎週受けて陰性を確認しなければいけないのかということになってしまうと、仮に2万円で半分補助しますよ、1万円という、お一人がずっと使い続けると、ずっと1万円を町は払い続けなければいけない。それが何人になるんだっということになると、なかなか財源に限りがわからなくなってしまうのでできないということかなあというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 次に新聞報道では検査センターを登録14診療所となっていたら当町にもあるのかということで、町長あるっていう簡単な返事だったんですけども、これは名前とか公表できないんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私たちはわかっておりますので、後ほど議員にお知らせはしたいかなというふうに思いますが、なるべく公にできないというか、私たち隣の町にも病院ありますけども、それすらも教えていただけない。町内の医療機関に関しては、14ヶ所にどこが入ってるかは教えてくれますけども、そういう状況でございますので、あまり私たちがここで西伊豆町内どこどこどこですよというようなことは、ちょっと言えないかなというふうには思います。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そのへんは町長どのレベルまで知ってるか。課長、例えば健康福祉課長とか、そのあれに関わる課長さんレベルぐらいは知ってる、こういうふうに考えてよろしいですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 一般質問の答弁書、要は検討会を全課長で行っておりますので、ここにいる人たちは全員知っております。この答弁書を持っていますから。健康福祉課の課内に関しては、ちょっと私はそこまで把握はしておりませんが、幹部は全て知っております。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 次にだ液PCR検査は簡単なキットというところなんですけども、廉価になったら当町全員希望をするものにやる、検査する考えはないかということで、町長ないういうふうに回答なされたんですけども。やっぱり当町観光が基本で、名古屋から県内それから関東圏内、一番その発生しているところから多く当町に観光に来る方が多いわけですよ。そういう場合やっぱり、まず、例えばまず堂ヶ島の観光に従事する方、1番最初に接

触する方のPCR検査をしてはどうかと思いますけどそのへんはどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員がおっしゃるように、この新型コロナウイルスをこの世の中からなくす。若しくはなっている方を一時的に隔離をしてということ年全国対象にやるのであれば、私は有益だとは思いますがけれども、先ほどその2万円とか何とかというものの時に答弁しましたように、今日もし唾液PCR検査をやったとしても、来週なっているかもしれないというのは観光業者さん全てそうだと思うんですね。

それプラス、やはり医療機関、今では高齢者施設へのクラスターというものもありますので、観光だけではなくて、やり始めますと、私たちのところも公費でやってくれないかというようなことが当然出てくると思います。そうするとやはり、なくならない限りずっとやり続けないと効果がわからないということと、今度はやらないと不安になってしまうということも当然出てくると思いますので、おっしゃってることはごもっとも。これを全国が一斉にやれば、私はすぐに解決するというふうに思いますけども、西伊豆町だけでやっても何のメリットもないのかなというふうには思います。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 1番最初に他県から入ってくる方と接触する方だけでも検査をして、陰性ですよ当店は検査をして陰性の方だけで営業しておりますというような、検査して2週間は掛かるかもしれませんが、そういうようなことで営業したら、これはまたコロナに対して、コロナ対策がしっかりしてる町だというような印象を観光客に植え付けると言うんですけどね。そのへんはいかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに言われてることはそのとおりだと思います。ただ、この新型コロナウイルスの1番ややこしいところは、普通のインフルエンザのようにかかって次の日に高熱が出るとか症状が出るということではなくて、もらってしまってから発症まで2週間かかるケースもあるというふうに言われておりますので、仮に今日、その検査をやった結果が陰性でも、1週間前にもらったウイルスが翌日に陽性として出る可能性もあるわけです。

そうすると、毎日この検査を全従業員にやり続けられない限りそのPRというのは出来なくなりますから、仮に10人の従業員がいるお店でやったとして、1人2,000円ですから毎日2万円の経費が今度掛かってくると。ではそれを営業する中で収益を上げていけるかということ、なかなか難しいんじゃないのかなというふうには思います。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 次にですね、西伊豆健育会病院ですけども。今回は松崎町と共同で、2,200万円の支援を実現したわけですけども、やはり当初にですね、私もこの8月の31日に盲腸で世話になったわけですけども、救急病院、第2次救急病院がなければ、やっぱり私も命を落としていたかもしれないし、そのへんは今回だけではなく、コロナの、これもコロナだということであつたらば、松崎町とそういうようなことで、医師、ここに第2次救急を置くという意味で支援していく、こういう考えはございますでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然町としては、この西伊豆健育会病院さんがなければ困るわけでございますので、引き続き支援をしていきたいというふうに思いますけれども、1病院のみを支援するという事はなかなかやはり厳しいわけございまして、今のところ、ほかの3病院、医院につきましては、要請がございませんのでそういったものはしておりません。

ただ、今後これをやるということになりますと、そういった今支援していないところにもやり続けなければいけないということと、やはり西伊豆健育会病院さんは、うちの町民だけではなく4割ぐらいが松崎からも来られているという現状がある中で、うちはお金は出せるけども隣は出さないというわけにはいなくなってまいります。

そうすると隣の懐事情も考慮しなければいけないということもありますんで、今のところはこれで少し勘弁をしていただいて、あとは国・県のほうにお願いをしたいということと、今後、国から来ます町への給付金のようなものとか特別交付金が来たときにですね、また検討して出そうかということになれば、これは西伊豆町から音頭を取って松崎に働きかけることは必要かなというふうには思います。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 新型コロナウイルスだけではなくて、やっぱり病院自体もそれなりの経営努力をすると、経営努力をしますが、西伊豆町、松崎町自体がダウンサイジングする中で経営は相当苦しいと予想されるわけですよ。ですから、この地域に第2次救急を残すには、存続するにはどうしたらいいのかということ、やっぱり星野町長と松崎の長嶋町長が、もう少し二人でこれに対して突っ込んで話合いをしてほしいと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私は西伊豆町の首長でございまして、また西伊豆健育会病院があるの

は西伊豆町でございますので、何としてでも死守しなければいけないというふうに思いますが、先ほども言いましたようにお隣の町の懐事情も考慮しなければいけないということと、隣の松崎町長さんは銀行のご出身なので、今は赤字かもしれないけども前年の黒字はじゃあどうするんだというようなことも当然おっしゃられる方でございます、私たちがいくら今これコロナが大変だからと言っても、トータル的に利益が出ていた時のものはどうするんだということをやっぱりおっしゃるわけですよ。

そうすると医療の逼迫よりも経営としてという見方をされるもんですから、なかなかちょっとそこでそりが合わないようなところもあって、この2,200万を決着させる時にも、なかなかちょっとこう一筋縄にはいかなかった部分が担当課の中ではあると聞いておりますので、ぜひ逆にこれは松崎の議会でそういったものを首長に上げていただいて、うまくやってくれとありがたいなというふうに個人的には思います。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 5分前のカードが来ましたので、これで最後の質問としますけども、1番最後にコンビニですね。町内の例えばそのアオキさんなんかは店内放送で、マスクしてくださいとかそういう3密とかっていうのあれして店内に入る人も抑制してやっておられるんですが、反対側のセブン、言っちゃっちゃあこれ個人のあれになるけど、やっぱり対応をあれしなきゃならないのでちょっと固有名刺使いますけども、あれはもう全然店内放送もコンビニですね、しないし、マスクしてない方も平気で買っています。やっぱりそれはセーブ・ザ・ニシイズ的なあれで中に入ってると思うんですけども、そういう協力依頼っていうのはできないんでしょうかね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） コンビニさんの話が出ましたけれども、そこもセーブ・ザ・ニシイズには入っていらっしゃるというふうに思いますし、また、その店舗ではない経営者は同じなんですけれども違う店舗には、入口にマスクをつけて入店してくださいっていうのは貼ってあるんですよ。貼ってあっても、しないで正々（正々堂々）と入ってくるたら変ですけども、ただその方を見つけてですね何かをすると、今度はマスク警察というようなことにもなりますんで、また逆に、今度はコンビニはあそこのコンビニに行ったらマスクをつけてなかったら入店を断られたとかいうと、どこそこの餃子屋みたいな話になってSNSで炎上しても困るということもありますから、なかなかそこが難しい。

ただ、意識的には西伊豆町民の方ほとんどの方が、マスクをつけられて入店はされてると

いうふうに思うんですが、やはり外から来られた方が、旅行でちょっと気が緩んで車の中では当然つけてないんでしょうから、そのままお店に来られたというような事案はあるのかもしれない。

ただ、この件については、もうモラルの問題になってしまいますので、つけてないから罰則があるとか注意していいとかという問題ではないので、本当に難しいというふうに思います。ただ、各お店、いろいろ努力はされてると思いますので、そのへんは意を汲むんでいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（山本智之君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時30分

---

◇ 芹 澤 孝 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、芹澤孝君。

4番、芹澤孝君。

[4番 芹澤孝君登壇]

○4番（芹澤 孝君） それではさっそく質問に入らせていただきます。

最初に、介護保険事業について。

(1) 介護給付費の計画値と実績値について。

第7期介護保険事業において標準給付費の計画値と実績値の差額が、平成30年は2億1,867万1,000円、令和元年3億5,139万2,000円、令和2年は見込4億1,320万9,000円と年々増加しています。

標準給付費の計画値は年々上昇傾向、実績値が年々減少傾向となったため、その差額は年々増加した結果ですが、この実績値と計画値が相反する原因はどうしてなのか。要因は何なの

か。

次に（２）介護保険第１号被保険者の保険料について。

令和２年度で第７期介護保険事業計画が終了し第８期事業計画を作成しなければなりません。町民の関心の最も高い第１号被保険者の保険料はどのようになるのでしょうか。

（３）第２号被保険者について。

①令和２年より第２号被保険者の国保加入者を除く被用者保険加入者の保険料は、加入者割から全面的に総報酬割になる。

第２号被保険者は介護給付費の２７パーセントという大きな負担をしているが、介護保険事業に影響はあるのか。

介護保険事業について。

②国保加入者の第２号被保険者は何人いるのでしょうか。

③第２号被保険者で介護保険を利用している人数と年齢層および介護保険を利用する原因となった主な疾患は何でしょうか。

（４）介護人材確保について。

第７期介護保険事業計画において、介護人材の確保・質的向上は重要な課題があるとして、

①介護、福祉、医療の各施設の職場体験のある町民が活躍できるように、事業者との情報交換や交流の場づくりなどに務める。

②介護事業者と連携し、職場体験の充実させる。

③地域住民のボランティア活動の参加促進を図りますと謳っていますが、これらの実行及び実効性はどうか。

（５）介護用品支給事業について。

第７期介護保険計画において、紙おむつ支給事業について、「事業について周知に努めます。」としていますが、昨年度の紙おむつ支給事業の対象者及び利用者はそれぞれ何人でしょうか。

以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは芹澤孝議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな１点目の介護保険事業について。

（１）の介護給付費の計画値と実績値についてお答えをさせていただきます。

実績値の減少の要因の一つとしては、介護という行為の本質を捉え、少しでも自立していただけるような身体能力の改善や過剰介護の適正化があると思われまふ。また、第7期での値上げでは不足今後も上昇が見込まれましたため、健幸づくりプロジェクトチームを結成し、健康で長寿な町、西伊豆町を目指すための検討を始め、平成29年度に先進地視察などを行い、30年度から健幸づくり事業などを行ってきたことが功を奏しているのではないかと思ひます。

結果的に計画値を算出する元となる介護認定者の増加に至らなかったこと、健康維持による介護認定への移行を遅らせていることや介護度が上がらないように身体機能の低下を遅らせていることによって、給付費が上がらないことによる相反する結果となりました。

次に(2)の介護保険第1号被保険者の保険料につきましては、保険料基本月額、値下げができるのではないかとひいうことで協議会で議論をいただひております。

次に(3)の介護保険第2号保険者についての①につきましては、介護保険事業の財源が公費50パーセント、保険料50パーセントで賄われております。第7期においては、保険料分の27パーセントを第2号被保険者が負担してひおり、この負担率は国が決めてひおりますものでござひますので、町でこれらの数字を変更することはできません。

負担に関しましては、国全体の介護給付費が伸びることによって、2号被保険者の支払ひう介護保険料は上がることも予想されますし、そもそも2号被保険者の人口が減ることによつての負担増も考えられます。今回の変更は国保を除いた健保組合、共済組合、協会けんぽなどの被用者保険加入保険者の社会保険診療報酬支払基金へ納める介護納付金割合が、一人当たりの保険料基準を同じとした上で、各保険者の加入者数によつて算定する加入者割から、加入保険団体の収入に応じて算定する総報酬割になったもので、被用者保険加入保険者は介護納付金の増減があるため影響があると思ひますが、介護保険事業には直接影響はないものと考えてひおります。

次に②、③につきましては関連がござひますので、一括で答弁をさせていただきます。

人数はひずれも11月1日現在で、国保加入の第2号被保険者は、681人ござひます。第2号被保険者でサービスを利用されている方は10人、年齢層は40代が1人、50代5人、60代4人ござひます。サービスを利用する原因となった主な疾患は、脳血管疾患、パーキンソン関連疾患、癌ござひます。

次に(4)介護人材確保についての、①から③につきましては関連がござひますので一括で答弁をいたします。

①の介護施設等での職場経験のある町民が活躍できるように、情報交換や交流の場づくりなどに努めているについては、情報交換等の場として事業所連絡会を開催しております。交流の場づくりでは、シルバーリハビリ体操指導士養成講座等を受講した医療施設で勤務経験のある方が、介護予防教室等の指導者として活躍をされております。

②の介護事業所と連携し職場体験の充実については、中学生の職場体験に合わせて施設で受入れを行っております。また、今年度は中学校へ福祉施設の職員が訪問し、1コマ授業を行っております。

③の地域住民のボランティア活動の参加促進については、2ヵ月に1回程度の散髪ボランティア、民生児童委員や郵便局女性会等による清掃ボランティア、納涼祭時等の町内団体による踊りや出展等の様々なボランティアが積極的に行われております。

次に(5)の介護用品支給事業につきましては、昨年度の対象者数は20人、うち利用者は9名でございました。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） まず最初にこの計画値と実測値が相反する傾向があるってことで質問したんですけど、いろいろ言われたんですけども、この、では計画値の推計と、第1号被保険者の認定率の推計はどのように行ってるのでしょうか。当町の場合。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 計画作成時の推計方法につきましては、国から提供されています地域包括ケアの見える化システムというシステムがあります。これを活用しまして、直近の3年の実績値とか、今年度の推移等、また総合計画とかですね、計画作成を今コンサルに委託をしております。そこから示された人口推計等を参考に推計を行っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この今、見える化システムっていう話があったんですけど、介護給付の計画値と実績値の差がですね、7期、3年間で9億8,327万2,000円も、今見込みとして出るわけですけど、町の介護保険事業からしたら大変大きな金額なわけですね。当然この地域包括ケア見える化システムを使ってるっていうんですから、そのことによって、このいろんな要因を分析したと思うんですけど、その分析結果とその内容はどのようなものか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 7期の計画と実績値が大きく乖離した主な理由としますと、

計画を策定した時には、第7期の時点では、第5期、第6期と介護認定者及び給付費の増加傾向の流れがありました。及び30年の3月に賀茂圏域内に新たな特養がオープンし、入所が見込まれたこと等の要因により右肩上がりの計画値を推計しましたが、実績値とすると介護度の高い人がお亡くなりになられたこと。また、人口の自然減や施設入所者も見込みより増加しなかったこと。先ほど町長が言いました平成30年度から本格的にスタートした健幸づくり事業の効果や住民の皆さま方の気持ちに変化が出始めてきていることなどが、実績値を低く抑えられた要因かと思っております。

○議長（山本智之君） 芹沢孝君。

○4番（芹澤 孝君） いろいろ言われていますけど、ここに厚生労働省の全国介護保険担当会長会議資料、令和2年7月31日付で第8期介護保険事業計画の成果政策に向けてとして、その中で、さっきから出てるこの見える化システムについてこう述べてるわけですね。

推計式の伸び率の修正として、この7期の将来推計機能についてにおける、要介護、認定率やサービス利用率は、これまでの推移から算出した認定率の変化をもとに、その傾向は今後も続くと仮定して、認定率、利用率を算出して推計することとしていたが、近年、年齢階級別の要介護認定率に減少傾向が見られることなどを踏まえ、要介護認定率やサービス利用率を伸ばさない。直近の率と同率で推計するための選択肢を加え、これをデフォルト、初期値としたということが書いてあるわけですね。

当町の場合もこの7期のこの介護サービスの方向性について、減少傾向は横ばいであるとしながらもですよ、推計としては増加を見込むとしたことで、この実績値と計画値がこの9億8,327万円も出たわけですね、乖離が。このことから学ぶように、増加一方とする推計を改めて全国的なデータを考慮しつつも、地域のできるだけ直近のデータを集め実情を充分把握した地域の推計をすることが、この当町の介護保険事業最も今重要な課題ではないかと思うんですけど、そのへんのことはどうですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今後につきましては、そういった芹澤議員のご意見も踏まえながら協議会のほうでご検討いただいて、来期の金額には定めていきたいというふうに思っておりますが、議員おっしゃるようになりますね、確かに右肩上がりだけをやっていくというのはちょっとどうなのかということもわかります。ただ、問題なのは第6期のことを思い出していただくと分かるんですが、5期が4,500円、6期のスタートは4,800円だったわけですね。多分それはもうこの上がりが止まるだろうと思って多分試算をされたと思うんですけども、やはり

上がらなくて、第6期中に5,800円、1,000円上げざるを得なかったわけで、次の年に。やはりそういったことも考慮して、本当に止まるのか上がるのかという判断をするには、やはり今までの直近3年とか5年のデータを見て計算をしていかないと難しいのではなかろうかというふうに思っております。

ただ、今回8期を設定する上では、健康福祉課のほうで、いろんな事業者さんと話をしていますね、これは横ばいでもなく下げることができるだろうという試算が、そういったものを統計上とらえて言っているわけでございますので、何が何でもうちは右肩上がり、この8期に向けては試算はしていない。ただ、7期については、6期の前例がございましたので、やはりその危険はおかせないということで、7,000円まで上げざるを得なかったということになります。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では次の第1号被保険者の保険料についてです。ここに全国にこの介護保険者の介護保険者たる自治体は、1,571あるそうです。これのほとんどの自治体が、介護保険料6期の初年度から平成30年の7期にかけて標準月額を引上げる中で、この時引上げた自治体は90ありましたけど、西伊豆町はこの時、6期初年度4,800円、次年度平成28年度5,800円、7期30年で7,000円としたわけですね。

この間のこの引上げが45.8パーセントとなったわけですね。その時もこの引上げ率が40パーセントを示したのは、この1,571の自治体の中で4自治体だけという、いかにこの大きな引上げだったということが分かるわけですね。今はそこでいろいろやってるわけですが、介護保険料を下げるにはこの認定率を下げることであり、認定率を下げるには介護予防が重要だとされていますけれども、認定率を下げるだけが、下げるには介護予防だけではないと思いますけど、当町において認定率を下げる方策は、どのようなことを行ってますか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 先ほどからの健幸づくり事業とか言ってますけども、平成30年度から本格的に健幸づくり事業をスタートさせましたが、当時介護保険係を中心としまして各地区を訪問しました。町の介護保険事業等を説明し、これから行政とか関係機関、地域住民が一体となって健康長寿のまちを目指しましょうということで、何もしないと大変なことになりますよっていうのが例の9期の1万円という意味です。

そういうような情報を発信し共有をしまして、少しずつ住民の皆様の気持ちにも変化が始まってきたのかと思います。その結果としまして、町内各所で行われているラジオ体操を基

盤としたご近所型の介護予防、いきいき健幸体操教室等の、こちらから地域に出向いての教室の開催とか、あと各地域でリーダーを養成しまして住民主体型の運動教室の開催等、住民が中心となって動いているものが以前と比べてかなり増加をしております。

また、健幸づくりのプロジェクトチームというのを立ち上げてまして、そのとき有志で長崎県の佐々町（さざちょう）という所を参考に、介護認定申請時の聞き取りを詳しく行っていました。それを参考にしまして、介護認定を受けなくても自立支援に繋げることができる方法などについては、総合事業とか介護予防事業に参加しても充分出来ますよっていう、そこらへんのことも介護の申請があったときには話しながらやるように、何でもかんでも介護認定という格好ではないような方向で現在行っております。そこらへんも認定率を下げる意味には若干結びついてるかなと思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、この第7期介護保険事業計画では、この1号保険者のこの基準月額を算出する場合、収納率を98パーセントとして計算しているわけですけど、この西伊豆町の場合、ここを直近3年の第1号保険者の保険料の収納率は99.65パーセント以上なわけですね。これを7期に当てはめて計算すると、収納率は1パーセント違うと、3年間で必要額は約1,000万円の差がつくわけですよ。

仮にこの7期を99パーセントで計算すると、標準月額は6,933円で7,000円に対して70円、約70円低く設定できると。それで、直近の町99.6パーセントという収納率であれば、標準月額は6,890円で110円安くなるわけですね。

このように収納率っていうのは大変大きな影響があるわけですけど、この8期では、この収納率を幾つにしたのか、及びその収納率に設定した理由は何なのかそのへんは。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 率を設定した根拠につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきますけども、確かに議員おっしゃるように97パーと99パーでそれだけ金額が違うんで、上げ幅が少なくて済むだろうということは、そのごもつともだと思います。ただ、前年97と99パーの差額は入ってるわけですよ。多くもらってるわけですから。それが基金として使えるわけですからその分も計算してるんで、来期計算するときには前期の2パーセント分は加味した状態で計算をするわけですよ。

だからそれを99パーでずっとやり続けなくても前に余ってるものは使えてますんで、そこはあまり細かく言われなくてもよろしいのかなというふうに思います。また、99パーで計算

をした時に収納率が悪くなって、97パーになったときには収入不足が発生してしまいますので、今度会計が回らなくなるという危険性があります。ですから、あえて99ではなくて低めの97ということで押さえて計算をしているのではないかというふうに思っておりますから、今期同じ金額でペイするのではなくて、余った分が来期しっかり基金の繰入れということで使っておりますので、そこで値上げ幅を抑制できるというものに使われているというご理解をいただければと思います。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 収納率でございますが、まだ決定してません。こういうふう  
に今考えているという状態でございますけども、7期の98パーセントにつきましては直近の  
過去6年の平均を取っております、このときは98.23パーセントでしたもので98パーセン  
ト。今回の8期につきましては、平成26年度から令和元年度の各6年の平均が99.44パーセン  
トありますので、取りあえず99パーセントを予定しようかなと思ってるような状態ござい  
ます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、僅かの1パーセントの違いでも、この保険料率に与える影響大  
きいわけですけどね、前例を踏襲することなく直近というのを参考に99パーセントにする予  
定であると、大変いい回答があったわけですけど。根本的な問題として、この収納率を下げ  
て計算して、必要保険額を増やし未収納保険料を第1号被保険者に負担させるっていうのが、  
この保険料未納は全体責任であるというようなね、前近代的な考え方であって、この保険者  
としての町の保険者としての責務を果たしているのかということがあります。なぜ、この未  
収納保険料を被保険者が負担しなければならないのか。未収納介護保険料を、この徴収する  
保険者と町の責任である場合、当然、未収納の部分は国保同様、町が負担するべきではない  
かと思うんだけど、そのへんはどうですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） これにつきましては、介護保険法の第4条というのがありま  
す。これは国民の努力及び義務がありまして、これの第2項に謳われているとおり、「国民  
は共同連帯の理念に基づき介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする」とあり  
ます。結局これにつきましては、介護保険料はその町に住む全ての高齢者の方で負担するも  
のですので、仮に保険料を納めない人がいれば、最終的にはその人の分の結果として同じ市  
町村に住むほかの高齢者の方々がみんなで負担する連帯責任的なものになってしまいます。

結局収納率が下がれば、保険料にも影響してくると同じような意味合いとなってきます。仮に保険料を1年以上滞納していると、いざ自分が介護サービスを利用したくなった時には、様々な制約が出てきますもので、注意が必要という格好で介護認定の申請を受けるときには、保険料の徴収等についてそのようなことを言っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 国の制度だからっていうから、じゃあ国のそのへん何か条例か何かで対応するってことはできないですかね。それで次に第1号保険者のですね、この介護給付の負担割合は、見かけ上23パーセントなわけですね。この23パーセントですけど、この調整交付金、低所得者軽減支援金などは、負担金イコール第1号被保険者の保険料収納額必要額は、当町の場合、実際には23パーセント以下になってるわけですね。

この23パーセント以下になるってことは、その分保険料は安くなるわけですけど、保険料が下げられる要因として、ほかにもまだ一つとして、まず、この調整交付金があるわけです。この調整交付金は特に当町のように高齢者の多い保険者に対して、後期高齢者加入割合補正係数と被保険者の所得水準の低い場合の所得段階別加入割合補正係数が加入されることで、この調整交付金が増えるわけですね、通常より。

それにまして令和2年からですか、今までのこの介護認定率だけで計算されていた2つのこの補正係数は、第8期よりこの第1号被保険者の1人当たりの介護給付が加味されるということで、当町よりも全国平均よりもこの給付の高い所が、調整交付金がさらに増えるっていう見込みがあるわけですよ。

それと2として、第7期の令和2年から全面実施となった介護保険料の低所得者軽減措置によって、所得段階1から3の保険料が引下げられ、8期では最初からその分の支援があるので、必要保険料が安く見積もる計算で見積りが計算できます。令和2年には、もう低所得者軽減支援金は全面実施となり、この当町の予算書にも載ってるんですけど、令和2年度には約2,000万円が予算にすでに組込まれてるわけですよ。このままいけば8期では令和3年から3年分で6,000万円が支援されるというわけですね。

それにほかのまた支援として、さっき言われた保険料の収納率を現在の値にするということで、保険料、必要額を下げることができると。

4として最も重要なのは、この介護給付費の見込額が最も重要なことですけど、実際の介護給付額はこの6期の平成28年以降減少傾向であるのに、給付見込額は上昇傾向とした結果、大幅な超過、歳入超過となったわけですけど、多額の返還金がこの発生し、令和元年には返

還金が約6,700万。また、基金積立金が前年比149パーセント増で、金額にして約5,000万円を積立てるなどしても、なお繰越金が前年比18パーセント増の1億7,700万円もありました。

令和2年は、この実績値と計画値の差がさらに大きくなることが見込まれているので、これらの額はさらに増加するのではないのでしょうか。この7期3年間で9億8,300万円の計画値と実績値の乖離が見込まれ、増加一方とした標準給付費の見込みの推計方式を見直し、当町の実情に合ったデータを重視し計画値を精査推計し、給付実績値に近づけることです。それはもっと重要な下げる要因、保険料を下げる要因になるわけですが、以上の要因を勘案すると、この第1号被保険者の保険料は大きく減少するので、保険料の大幅な引下げが可能になるのでしょうか。大幅な引下げが可能になるのではないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほどからちょっと芹澤議員と、質問と答弁がちょっとかみ合っていないのかなというふうに思って今聞いてましたけども。たぶん議員は通告をされて、答弁書が引上げをしますか横ばいです、要は7,000円堅持しますっていう答弁が返ってくる前提で、再質問言われてるんじゃないかなというふうに思うんですけども。私たちは議員がおっしゃってるようなことを加味した中で計画を立てて、値下げができるという判断をしておるものがございますので、そこを理解して、下がるという前提で再質問していただけないでしょうか。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ですから、大幅に引き下げることが可能ではないかと、大幅に。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 大幅に下げられれば下げたいわけがございますけれども、基本的には期間中、料金を変更するという事は認められておりません。ですから、この6期のときに4,800円からもう足りなくなって5,800円にする時には、かなり県のほうとも折衝し、怒られながらやったというふうに私は聞いております。ですから逆にですね、7,000円から大幅に引下げて足りなくなってしまう場合はその調整が出来ないわけがございますので、可能な限り、先を見越した中で引下げをするという金額を設定していきたいというふうには思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この保険料基準額の歳出を左右する分母である8期における所得段階別加入割合補正後被保険者数を推計すれば、例えば直近平成28年から令和元年までの第1号

保険者の実績値は、181人の減で、年間平均45人の減です。この間の第1号保険者の実績値の推計値の平均は、99.2パーセントなどで、7期の第1号保険者の推計総数1万1,582人から、この実績人数を1万1,489人として、8期スタート時の保険者とした場合ですよ、8期3年間では135人の減となるわけですね。さっきの実績値からいくと。そうすると、この第1号被保険者は実績値による見込みで1万1,354人です。

この低所得者軽減措置により、この補正後被保険者数が、見込み第1号保険者数のマイナス8.2パーセントとなるので、この結局最終的には重要な数であるこの保険者数である補正後被保険者数は、1万423人となるわけですけど、各地の誤差を考慮し、また余裕を持たすために、この100人を減らして1万323人を被保険者、補正後被保険者数と仮定すればですよ、1万323人を仮定すれば、この調整交付金7期同様プラス2.7パーセント、保険料収納率99パーセント。低所得者軽減措置分6,000万円とした場合、介護、総合介護費用の総計数推計額を39億円とすればですね、基準月額が5,979円になるわけですよ。41億円の場合は6,285円です。

これは、この7期を、総介護費用推計を46億1,400万としたわけですけど、39億でも7億円の減ですけど、実績と乖離がなければ9億8,000万円も出したことを考えれば、39億円としても、まだ実績値に対して2億8,000万円のアロアンスがあることになります。

推計を精査して実績値に近づけ、この39億円の見込みも無理な推計ではないと思いますけど、現状で実績値と推計値の乖離が大きすぎて保険者数が減少しても、推計値を実績に近づけることで、1,000円の保険料引下げも可能ではないでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） いや、すばらしいなというふうに思いました。私たちが捉えてる数字とほぼ同じなので。ただ、これは先ほど申し上げましたように、第6期の想定外というのが当然頭をよぎりますので、議員のおっしゃるように1,000円の値下げはさすがにできないという判断を、金額言っちゃうとまずいですけど、というふうに判断をしております。ですから値下げはしますけど、そこまで値下げはできない。数字上は可能なのかもしれませんが爆弾を抱えるような値下げはできませんので、先ほど申し上げましたように、安全な金額の値下げで第8期を迎えたいというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） いや町長、爆弾を抱えてね、何かあったときのために基金を積んであるわけですよ。それを使えばいいですよ。

第2号保険者について。令和2年から第2号保険者の介護保険料を、国保を除く被保険者

料が総報酬割となったわけです。なぜね、じゃあ国保だけ第2保険者はならないのか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その2号被保険者の件につきましては町が決めるものではなくて国が決めておるものでございますので、ぜひ国に質問をしていただきたいというふうに思います。先ほど、もしどうにかなった時は基金を使えばいいというふうにおっしゃいますけども、法定外繰入れができないので、この7期も困ったわけです。ですから、1万円の給付でどうか負担軽減をしたいということで進めておりますけども、この介護保険に入っている基金は当然使うという前提で金額ははじいております。

それでも議員のおっしゃるような大幅な値下げまではちょっといかない、いけないということでございますから、可能な限りの値下げは思っておりますけれども、その後変更があるであるとかということのないように金額の設定はしていただけるものというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 先ほどの2号の関係ですけども、これにつきまして被用者保険の人が対象になってます。総報酬割になったのは、被用者保険というのは誰かに雇用されてる人が入る保険で、国保自体はもう自営業者が入るような格好になっていますもので、そのもともとの基本のところが違うっていうか、国保は別で置いておいてって恰好で、さっき言った協会けんぽとか、共済組合とかそこらへんの人に雇われて報酬をもらってる人が、この総報酬割っていう今回の変更の対象になってますので、国保は関係ないということになってます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ちょっと私の考え、思っていたこととは違う回答だったんですけど。次に、この第2号保険者のひとり親世帯というのは当町にも存在すると思いますけど、この対象者世帯が全員、所得は充分とは言えない状況にあると思います。例えば、この所得金額が、総所得ですよ、所得じゃなくて総所得金額が200万円の場合、所得割3万4,100円プラス均等割1万4,000円で、当町の場合5万2,410円となり、結構な負担となるわけですね。

この第2号被保険者の優遇措置として、医療控除による基礎控除額のいわゆる3段階の均等割の減額があるわけですけど、このひとり親世帯に対してこれらは果たして充分と言える補助というか、恩恵があるというかがちょっと疑問があるわけですけど、あります。

子供が、この就学修了までは、このひとり親世帯に対する軽減措置が必要ではないかと思

うんですけど、どうでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 国保の場合は、低所得者に対する軽減措置はありますけども、ひとり親世帯とかに対する軽減措置はありません。国保の場合は、ひとり親世帯に限らず前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額とか平等割額を減額して負担を軽くする軽減制度があります。

片親の場合はありませんもので、例えば福祉のほうでやっています母子父子家庭の経済的な支援のための医療費助成制度として、20歳を迎える前日の属する月までにある児童がいる母子父子家庭で、同居の親族も含めて所得税が非課税世帯なんですけども、病院にかかっても医療費が掛からないっていう制度がありますもので、ここらへんが恩恵と言いますか、そのひとり親世帯の優遇措置という格好になってると思います。

だから税金そのものに対しては低所得者に対してはありますけども、ひとり親世帯に対してはないような状態です。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時21分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ひとり親の介護給付費、介護の介護保険料分の話なんだけど、これ均等割1万4,000円、所得割2.3パーセントというのは、町の条例で決められてる数値だから、これは変えることはできるんだよね。だからこれについて検討する。検討するとか優遇するかということはどうでしょうかねという話なんですけど、国が決めてるわけじゃないんだから。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 国保の税率の話だと思うんですけども、国保の税率の話ですよ。その2.何パーセントとか均等割とか、これにつきましては資産割を今回っていうか、なくした時にこれを調整してその値になったんですけども、簡単にここだけなくすつても

できないと思うんですけども。町の条例で決まってるには決まってるんですけども。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 芹澤議員のおっしゃられましたひとり親世帯ということに関して申しますと、やはりその制度設計上そういった概念がそもそもないんですけども、逆に言うと、その所得割ですとか均等割については、やはりその国保税率のほうで税率改正とか、そういった方向での変更というのはもちろんできるようになってます。

ですので、最初にお話のありました、ひとり親世帯に対する軽減ということになりますと、それは、ひとり親に限定されますけれども、そのあと再質問の中でおっしゃったその所得割ですとか均等割、そこは町のほうで、西伊豆町独自でそれぞれ税率とか、そういった金額については変更ということはできます。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 国民健康保険自体が、県内で一つにしていこうという流れがあるわけでございますので、あまりそのへんを町のほうで独自に行っていくということは難しいんじゃないかなというふうに思います。ですから逆に、ひとり親家庭の支援をということであるならば、そこは切り離れたところで給付事業ということであれば検討する余地はあるのかもしれないけども、国保税の中の、そういったものの負担を軽減しようということは、ちょっと今の流れの中では難しいかなというふうに思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 国保の中で徴収するけど、その介護保険部分の話をしてるわけですね。だから国保には影響与えないわけ。どうですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから2号被保険者については、国の制度の中において作られているわけでございますから、国保であったりとか介護の2号のところだろうという話で、介護だから町じゃないかというふうに言われても、やはり国保会計全体で考えれば、今一つにしましょうという流れ、そしてその中の2号被保険者の介護負担分については、国のほうで何パーセント所得の人がこの金額っていうのはあるわけですから、そこに私たちが余り手を突っ込むことは難しい。

ですからそこに手を突っ込まないで、ひとり親家庭世帯の支援という町独自の政策であれば可能なのかもしれないけども、余りやたらにそういった制度に手を突っ込んでいくことは難しいのではなかろうかということで答弁をさせていただいております。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 国民健康保険税というのは、医療保険分と後期高齢者支援金分、介護保険分というこの3つが一緒になって税として納めています。ですからこの中のこの介護保険分だけを減免というか、なくすと全体のバランスも崩れてくると思います。納付金としてまたこれ介護分とか医療分とか後期高齢者支援分という格好で町から県に、県が言ってきた金額を納めるような格好になってきますので、その分が少なくなってくると、今度全体のバランスが崩れますので、そこだけ減らすことはできないと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次の質問に入ります。この第2号被保険者は特定疾患による予防、なる疾患になるのを予防する上で、特定健診受診というのは大変重要だと思うんですけど、この第2号保険者が、特定健診を受けている割合ってのは何パーセントぐらいなのか。また、この第2号被保険者の特定健診のこの受診率を上げる方策を、当町としては何か行っているのか。また、その方策の実施状況はどういう状況でしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 令和元年度の2号被保険者の特定健診の受診率でございますが、対象者が749名で196名が受診してまして、受診率としますとおよそ26パーセント。町としましては特定健診の向上に向けてのいろいろなこう、週末でやってみたりとか、がん検診とセットにしてやったりということはやってますけども、特に2号被保険者に特化した受診率を上げるという取組はしておりません。

それから先ほど資料でお配りしました介護保険の給付計画値と実績値の関係でございますが、説明が遅れて申し訳ありませんでした。一応これ第5期から第7期までの1期が3年になってます。その保険料を決める時のこの計画値というのは、そのどれだけサービス料が必要かという金額になってます。

それで第5期だと4,500円の保険料。第6期は、当初4,800円でやったんですけども、実績値というかその利用料が多くなって、この3年分が4,800円ではちょっと無理になってきましたので、途中の28年から5,800円に上げてます。第7期につきましては7,000円でやったんですけども、先ほどから話が出てます計画値が44億2,110万円。実績値が34億3,782万8,000円で、差引きで9億8,327万2,000円という格好になっているというような状態で、計画値は右肩上がり、実績値が右肩下がり、どんどん開いていくような状況になっていることになってますけども、今後、2025年団塊の世代が全員75歳以上になることもありまして、8期

だけを見るのではなくて8期、9期と総合的にトータルして保険料を決めていかないと、またちよっとおかしいことになってきますもので、そのへんは現在計画の策定中でございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に介護人材確保についてですけど、最初にこのあれですか、実行と実効性について聞いているわけですけど、この効果っていうのはどれくらい、1から2でね、3であったのか。言うだけ言って、ただの机上の空論だったのか。そのへんはどうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ある意味この効果というのは数字として出しにくいので、なかなか答弁難しいんですがございますけども、昨日山田議員の質問にお答えさせていただきましたけれども、いくらこういった活動をしたとしても、そこで働くことによる収入が、やはり自分の生活設計に見合わなければ働いていただけないということもありますし、介護職はかなり重労働であったりとか、精神的にも厳しいというようなことも聞いておりますので、これをやったからといって必ず介護のところにつかれる方が増えるかというふうなことを問われますと、答弁が難しいかなというふうに思います。

ただ、こういったことをやらないと、もっと介護職につかれる方が少なくなるというようなことも考えられますので、できうる限り私たちは、こういった介護という職場がこういうものですよ、ぜひ働いてくださいというようなことは行いますけれども、それが果たして数字に何人がというようなことは表せないで大変わかりにくい答弁になってしまいましたけれども、そういう状況でございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 福祉の担い手の育成として、介護人材の確保はどこの町も課題とされているわけですけど、この介護事業、介護保険事業計画に記載されたのは7期からで、それまでは当町としてこの介護人材確保ってことはさほど重要視されていなかったのか計画にはなかったわけですね。しかし、この第8期介護保険事業計画作成のこのガイドラインでは、介護保険事業支援計画の記載事項として介護保険人材確保及び業務効率の取組みを記載するということとしている、となってるわけですけど。

ここに例を上げると、例えば介護職員に加え介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載、介護現場につける業務仕分やロボットICTの活用、元気高齢者参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載すること。総合事業の担い手

確保に取り組む例示として、ポイント制度や有償ボランティア等について記載すること。4. 介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載すること。文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載するってことになっているわけですが、このようなことを記載していますけど、この8期、当町の8期介護保険事業計画では、この介護人材確保の内容についてはこの7期と比べて、何かこの変わった点、進歩っていうか改善されたのか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 先ほどから2025年の団塊の世代が75歳以上になるということで、介護のサービス量も増えていきますけども、今度、介護で働く人の人材がだんだん減っていくよって、国としましても、ここらへんの介護人材の確保計画を重要視してきてるような格好にはなっております。現在当町におきましても、その第8期の計画を作成中でありまして、まだそのへんの具体的なものは出てきておりませんが、より実効性のある、ただ絵に描いた餅にならないような恰好の計画を掲載していきたいかなとは思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 介護施設この地域住民のボランティア活動参加については、本年6月の定例会でも質問したわけですが、ボランティア活動の内容について当局とちょっと食い違いがあったと思われまして。介護ボランティアは、この施設のスタッフには負担軽減により介護にゆとりが生まれると。入居者に介護されており、入居者に還元されており、介護ボランティア自身もそれを感じて励みとなるということ、という調査結果があります。

介護従事者の何らかのこの負担軽減により、離職防止、離職、介護職のこの離職防止に繋がるということは間違いなくて、ボランティア自身の励みとなり、その高齢者の、高齢者でなくても普通のボランティアの人も介護予防に繋がるし、ボランティアの中から介護職につこうとする人が出てくる可能性もあるので、この介護ボランティアの活動促進をぜひ実行し進めていきたいと思っております。このへんはどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 芹澤議員の言ってるそのボランティアというのは、たぶん施設の中へと入っちゃって、そこで施設職員と一緒にしてお世話をするボランティアだと思うんですけども、なかなか今そこの介護職という介護の職に勤めて働く人がいない中でボランティアでというのも難しい話だとは思っています。以前施設に聞いたところ、そのような方は今現在はいないということは言っておりましたので、今後施設もいろいろ考えていくと思

ますけども、なかなか人材の発掘的には難しいと思われま

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） いやだから、施設で働くんだけどこれは介護職と同じ仕事をしろって  
いうわけじゃないんですよね。それは同じにやれって言うんだったら、それは誰も行きませ  
んよ、ボランティアで。その軽作業っていうか、いろんな作業があるじゃないですか。シー  
ツの洗濯とか、ただの介助とか、そういうことを言っているんでないでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 確かに施設にそういったボランティアの方が行くことによって、施設  
で仕事されている方の負担軽減にはなるというふうに思います。ただ、町のほうではそうい  
ったボランティアの介護のボランティアを何もしないということではなくて、先ほど来か  
ら言っておりますように、シルバーリハビリ連絡協議会とか養成講座というのを、この前2  
回目も終了して今度修了証を渡しに行きますけども、そういった方たちが地域のサロンで、  
こういった施設に入る手前の方たちの機能回復とか、機能維持に向けてですねサロンなどを  
やっておられますので、そういったボランティアに関しては実際やっております。

ただ、こういった施設に行って、そういう従業員の方の手助けをするというボランティア  
はやっておりませんし、逆にそういったボランティアを施設にやられるのであれば、そこで  
従業員として働かれたほうが逆に励みにもなるのかなというふうに思いますから、何でもか  
んでもこのボランティアの方たちがサポートしなければいけないというものでもないのでは  
なかろうかというふうに思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に介護用品支給事業についてですけど、介護保険施設で、このおむ  
つ利用は、介護保険の給付対象とされている中で特養の場合要介護3、4、5が原則利用に  
なった現在、この在宅の要介護者にとって多くの市町村のおむつ支給事業が、在宅を支える  
大変大きな仕組みとして機能していると言われてます。

しかし、国はこの事業に対して任意事業外であるとして、介護保険事業計画6期、7期で  
既に行っている市町村については任意事業として認めるとして予算措置をしてきたわけです  
けど、7期までかと思ったら、はたして8期においても7期同様既に行っている市町村につ  
いては認めるとのことなんですけど、その任意事業の予算枠は決まっております、地域包括支  
援センターの評価の実施を通じた適切な人員体制の確保の推進や、介護離職防止を含む家族  
を介護する者への支援強化等は重要視されるなど、このほかに優先順位の高い事業があるの

で、おむつ支給事業は、この市町村特別事業への移行かまた事業の廃止、縮小など具体的な検討をするように国は求めているわけですが、これでは当町としては、この方向はどのような方向に考えているわけですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） これにつきましては、国からの任意事業における介護用品の支給に関わる事項につきましては、国のほうから事務連絡が出ておまして、任意事業としての対象期間が第8期の計画期間内と謳われています。そのため、この第8期、来年度から3か年の間に内容につきましては検討したいと思っております。

以上です。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今のところ、方向性は全然出てないってことですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 方向性としては、第8期は続けていこうという方向で検討しているということでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） その8期は継続していくってことでいいんだけどその先がね。だから、国としてはもう廃止するのか、縮小するのか。また、この市町村特別事業に移すのかってことを聞いているわけですよ。そのへんはどう、まだ全然考えてない。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 国の方針としてはなくせというか、介護からはそれはもうやらないというふうな方向を明確に言ってきております。ただそうは言っても、やられてる所については国も出しますよというふうにおっしゃっていただいておりますので、8期は国のほうがそういう対応をされるということですから、うちもその制度はそのまま残そうということでございます。

9期、もし国が出さないというふうに言ったら、それを今度単費で全て持たなければいけないとか、この1号被保険者の皆さんに負担がかかるかもしれないので、そのへんはよく吟味しなければいけませんけれども、8期についてはやりましょうということで検討しております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） その件について続いてちょっと、この当町において介護保険事業計画

の7期において、在宅介護を続けるに何が必要だかという問いにおいて、この要介護3以上の方が39パーセント、要介護1、2の方の25パーセントは紙おむつ支給が必要だと答えているわけですね。この在宅の多くの方が要望していることは分かるわけですが、しかし、この現在、当町は国から38.5パーセントの負担金をもらっているわけですね、この事業に対してね。それで負担金をもらっている以上、この国の資料、支給要件に従わねばならず、現在の事業形態では多くの在宅介護の方の要望に沿えない、応えることができないという結果になっているわけですが。

厚労省は2019年に、このおむつ支給事業について実施方法に関する検討状況を調査しているわけですが、この結果では、市町村一般財源事業への移行が607市町村で全体の58.2パーセントを占めているわけですよ。多くのこの市町村が一般財源での実施を選択肢として妥当と考えているわけですね。おむつ支給については介護保険料の段階によって、この支給に差をつけるなど工夫して、より多くの方の要望に応えるためにも、この一般財源の実施により、おむつ支給事業を拡充するべきだと思うんですが今後、そのへんはどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） そのへんにつきましても、先ほど言いましたように第8期につきましても、取りあえずは従来どおりの格好で紙おむつの支給事業ができますもので、その8期の期間内において、そこらへんのことは検討をしてみたいと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） はい。以上で質問終わります。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時52分

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、議案第54号 西伊豆町議会議員及び西伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第54号 西伊豆町議会議員及び西伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

西伊豆町議会議員及び西伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） はい。ただいま上程されました議案第54号についてご説明を申し上げます。

まず条例制定の理由ですが、町村の選挙における立候補者に係る環境の改善のため、令和2年6月12日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

本日お配りしました参考資料と合わせてご覧いただければと思います。1ページ目をお願いいたします。

制定内容ですが第1条では、本条例の趣旨となりますけれども、町長、町議会議員選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるということでございます。

2条から5条までは、選挙運動用自動車の使用に関する規定となっております。2条では、選挙運動期間における候補者1人当たりの選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額を定めております。限度額は2万3,360円に、交付者の届けのあった日から当該選挙期日の前日までの日数を乗じた額というふうになっております。

なお、供託物が没収される候補者には適用されないというものでございます。3条では、公費負担を受けるための有償契約を締結すること及び当町選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があるということを定めています。ここで規定されております一般旅客自動車運送事業とは、ハイヤー等の貸出し型で乗客数11人未満の旅客運送事業者のことでござい

す。その他のものとは、レンタカー業者とか、マイカー所有の知人等でございます。

なお、生計を一にする親族が所有する車を借りる場合は、その親族が当該契約に係る業務を業としていなければ公費負担の対象外となるということを規定しております。

4条では、公費負担を受けるにあたり、契約類型ごとの合意負担額とその支払い手続について定めております。2ページをお願いいたします。

第1項第1号では、一般旅客自動車運送事業による契約になりまして、支払うべき額は1日につき1台分で、使用された日に対しまして上限額が2万3,360円と規定しております。

2号では一般旅客自動車運送事業以外で、個人契約方式のものを定めております。

アでは、自動車借入れ契約になりますけども、1日につき1台分で使用された日に対しまして上限額は1万5,800円と規定しております。

イでは選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約になりますけども、支払うべき額は使用された1日あたり7,560円と規定されております。

5条の使用の契約につきましては、同一の日に前条の1号と2号の両方を契約している場合は、いずれか一方の契約が締結されているとみなされ、両方の制度を同時に使用することはできないというものでございます。

3ページをお願いいたします。

6条から8条は選挙運動用ビラ作成に関する規定となっております。6条では公費負担とすることができる規定で、7条は、契約締結の届けについての規定でございます。

8条は、公費負担の限度額等を業者から請求に基づいて業者に対して支払うことを定めたもので、1枚単価の限度額が7円51銭で、作成枚数限度は、こちらが公職選挙法の中で決められておりまして、町長選挙は5,000枚、町議会議員選挙につきましては1,600枚と定められております。

9条から11条までは、選挙運動ポスターの作成に関する規定となっております。9条では、公費負担とすることができる規定で、10条は、契約締結の届出についての規定が謳われております。

11条は、公費負担の限度額と、業者から請求に基づいて業者に対して支払うことを定めたもので、1枚単価の限度額が900円で、作成枚数限度はポスター掲示場の数と定めたものでございます。4ページをお願いいたします。

12条は、条例施行に必要な手続について選挙管理委員会に委ねるものでございます。附則ですが、この条例は公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行するというもので

すが、施行日は法の公布の日から起算して6ヵ月を経過した日となっております、12月12日が施行日となっております。

この条例の施行日以後に告示される選挙から適用となりますけれども、12月11日以前の告示選挙につきましては、選挙日が条例施行日以降であっても選挙公営制度は適用されないというものでございます。なお、本条例の内容につきましては、賀茂地区5町で検討させて統一したものとなっております。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 1点聞きたいんですけど、選挙はがき、これは従来800枚は自費で作って郵送料は公費というか無料だったんですけども、この選挙はがきについては特に定めは従来どおりということですか、それともなくなったってことですか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 選挙はがきにつきましては、今回、変更はなしということで従来どおりということになります。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ポスターの掲示の場所のことなんですが、50ヶ所だったんですけど、これ西伊豆町内50で間違いはないっていうか、50だったのでしょうか。そのへんのところ。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 確かに以前は51ヶ所だったんですけども、こちらが平成25年6月の県知事選挙から、法定の設置数に合わせて1ヶ所減となりましたので、その時から50ヶ所というふうになっております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） お金の関係をお聞きします。公職選挙法の改正によって公費でということですが、この公費についてですね、国なり県なり、そういう所から補助金という形で出てくる可能性はありませんか。

- 総務課長（高木光一君） 現時点では、交付税とか補助金というものはございません。
- 議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。
- 6番（加藤 勇君） 現時点っていうか当然話がなければですが、今後もその可能性はないというふうに考えてよろしいですか。
- 議長（山本智之君） 町長。
- 町長（星野淨晋君） 国政であれば国のほうからお金が来ますし、県の知事選、県議選につきましては県のほうからお金が来ます。ただ町のお金につき、選挙につきましては、職員の手当とか、選挙管理委員会さんの出勤された報酬を全て町のほうで出しておりますので、これにつきましても同じ状況だと思います。ですから、今後国、県から、こういったものに関して来るといえることはないだろうというふうに思います。
- 議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。
- 10番、山本榮君。
- 10番（山本 榮君） それでは第12条最後のところですが、この条例に関するほかのものは、委員会で定めるとありますが、今現時点でこの委員会のほうで定めたものは、内容としてあるのでしょうか。
- 議長（山本智之君） 総務課長。
- 総務課長（高木光一君） この条例制定後に、規程のほうを定めさせていただきたいというふうに思っております。
- 議長（山本智之君） 10番、山本榮君。
- 10番（山本 榮君） 中の条例に戻りますけども、公費を町が負担してくれるのが、請求書をもって町が業者に支払うっていうふうに全部なってますね。この条例の中で業者に直接支払っていただける場合と、それから候補者が領収書を提出して支払ってもらう、その両方を行うことができないのか、確認します。
- 議長（山本智之君） 総務課長。
- 総務課長（高木光一君） 今回の法改正におきましては、あくまでも自治体のほうが業者さんに支払うということになっておりますので、直接支払いをすることによっては、もうこちらの公費負担は受けられないということになるかと思えます。
- 議長（山本智之君） 10番、山本榮君。
- 10番（山本 榮君） この条例は1市賀茂郡下の市町の同じ条例ということですが、どこの市町の方も同じだと思うんですが、今、最近ではポスターにしてもビラにしてもネットで発

注しネットで支払いしてしまう。そういう例が、半数以上あると思うんですよ。そうするとこの公費の負担の対象にはならない。ですから、どっかでそういうものを救済できる内容を作るべきだと思うんですよ。1市5町が同じものでいくということが前提であれば、その委員会の規則なりなんなりで、この我が町はそういうところを救済できる。そのような内容を考えるべきだと思うけど、いかがでしょう。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午前 3時04分

再開 午後 3時12分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

総務課長。

○総務課長（高木光一君） すいません。お待たせいたしました。ネット契約につきまして、既に実施をしている市のほうに確認をしました。どの市のほうでも、やっぱり契約行為がないとやっていないということで、合わせて県の選管にも確認をさせていただきまして、やはり、契約行為がないと直接支払いはできないということでございました。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇。

○6番（加藤 勇君） 議案第54号の条例制定に反対をいたします。本条例が制定されますと、来年4月に行われます町議会議員選挙、町長選挙に適用されるものと考えますが、公費負担額を前回選挙での立候補者数で算出いたしますと、その上限額の総額は248万4,492円の公費負担になります。西伊豆町内の地域経済は、長引く経済の低迷や新型コロナウイルス感染症

対策の影響もあり非常に厳しい状況にあります。

町の財政状況も、ふるさと納税による寄附額は順調ですが、徴税収入は年々減少しており今後も税収減が想定されます。町の財政状況を考え、公費負担を受けずに選挙を戦い、町の発展に尽くすという気概のある方の立候補を望み、条例制定に反対をいたします。

以上です。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議案第54号に賛成いたします。今までは自分でこういう費用を出していましたが、こういう費用を公費で出していただければ、また新しい若い人も出やすくなってくるんじゃないかと思ひまして、この議案に賛成いたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第54号 西伊豆町議会議員及び西伊豆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第3、議案第55号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） 議案第55号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例（令和元年西伊豆町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは、議案第55号についてご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、令和元年度6月定例会においてご承認いただきました、西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正したいものでございます。改正の内容ですが、統合中学校の名称につきまして、前回の改正で、（仮称）西伊豆中学校としておりましたが、今回の改正で、（仮称）の部分削除し、西伊豆町立西伊豆中学校としたいものでございます。

なお、統合中学校の名称につきましては、令和元年10月の文教施設等整備委員会で、ご承認いただいているものでございます。では、まず2ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

別表第1の中学校の表の名称の改正になります。下線部分が改正箇所になります。左の現行の欄にあります改正規定の（仮称）西伊豆町立西伊豆中学校の（仮称）を削除し、右の改正案の欄のとおり、西伊豆町立西伊豆中学校と改めたいものでございます。

それでは1ページの改正条文にお戻りいただきたいと思います。附則としましては、この条例は公布の日から施行するものということでございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第55号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第4、議案第56号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第56号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について。

地方自治法、（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、静岡県市町総合事務組合格約（平成18年市行第581号）の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） それでは議案第56号についてご説明させていただきます。今回の一部変更は、養護老人ホームの相寿園の管理運営のため、牧之原市、御殿場市、吉田町で組織されております相寿園管理組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、静岡県市町総合事務組合を脱退するためでございます。静岡県市町総合事務組合は西伊豆町を含め、県内全ての市町が加入しておりますので、それぞれの市町の議会の承認を得ることということで上程をさせていただいております。では、1ページをお願いいたします。

静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更する規約でございます。表中にあります相寿園管理組合の文言を削除するために改正文といたしまして、別表第1及び別表第2中「、相寿園管理組合」を削るというものでございます。

附則といたしまして、この規約は、令和3年4月1日から施行いたします。変更か所につきましては3ページから4ページまでの新旧対照表の現行欄の下線部分を削るものでございます。ご覧いただければと思います。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

失礼しました。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第56号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

挙手全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第5、議案第57号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第57号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億376万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億4,568万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） はい。それでは、議案57号についてご説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものですが、歳入はふるさと応援寄附金の増額のほか、河川改修工事に伴う土木費の増額、国庫補助金の増額等でございます。歳出につきましては職員給与等の増減、ふるさと応援基金積立金、それからふるさと振興費の増額、道路及び河川の改修工事に

伴う増額、また新型コロナウイルス感染症防止のため中止または規模を縮小した事業の減額などがございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

最初に歳入のほうをお願いします。

14款国庫支出金、79万3,000円、16億9,892万4,000円。1項国庫負担金、30万1,000円、1億7,057万1,000円。2項国庫補助金、49万2,000円、15億2,574万2,000円。

15款県支出金、145万9000円、3億9,981万9,000円。1項県負担金、101万1,000円、1億3,237万1,000円。2項県補助金、37万9,000円、2億4,465万1,000円。3項県委託金、6万9,000円、2,279万7,000円。

17款寄附金、1項寄附金ともに、4億円、14億13万3,000円。

18款繰入金、1項繰入金ともに、2億7,961万2,000円、18億3,030万8,000円。

20款諸収入、200万円の減、1億8,366万5,000円。5項雑入、200万円の減、1億5,414万2,000円。

21款町債、1項町債ともに2,390万円、2億7,480万円。

歳入合計に7億376万4,000円を追加し、93億4,568万3,000円としたものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出になります。

1款議会費、1項議会費ともに、7万1,000円、6,148万9,000円。

2款総務費、1,111万円の減、15億4,272万5,000円。1項総務管理費、480万3,000円の減、13億7,617万円。2項徴税費、300万7,000円の減、7,699万9,000円。3項戸籍住民基本台帳費、330万円の減、7,704万8,000円。

3款民生費、372万2,000円、10億2,097万2,000円。1項社会福祉費、581万3,000円の減、6億2,069万円。2項老人福祉費、5万円、3,929万9,000円。4項障害福祉費、948万5,000円、2億7,437万1,000円。

4款衛生費、151万5,000円、5億9,758万9,000円。1項保健衛生費、58万5,000円の減、1億8,099万5,000円。3項清掃費、210万円、3億8,019万8,000円。

5款農林水産業費、464万円、3億2,266万2,000円。1項農業費、29万円の減、4,441万6,000円。2項林業費、493万円、1億568万1,000円。

6款商工費、1項商工費ともに、2億6,517万円、18億2,815万3,000円。

7款土木費、3,960万円、5億649万2,000円。1項土木管理費、10万円、9,197万1,000円。

2項道路橋梁費、1,450万円、3億4,987万3,000円。3項河川費、2,500万円、5,859万2,000円。

8款消防費、1項消防費ともに、300万円、4億7,493万5,000円。

9款教育費、284万4,000円の減、7億2,340万7,000円。1項教育総務費、227万6,000円、3億735万円。4ページお願いします。3項中学校費、5万7,000円、4,388万5,000円。4項認定こども園費、18万円の減、1億9,362万1,000円。5項社会教育費、470万8,000円の減、4,286万3,000円。6項保健体育費、28万9,000円の減、7,623万5,000円。

12款諸支出金、2項基金費ともに4億円、15億2,442万8,000円。

歳出合計に7億376万4,000円を追加し、93億4,568万3,000円としたいものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正（第9号）になりますが、限度額の補正額のあるところだけご説明させていただきます。まず、過疎対策事業債ですが、田子安良里線法面改修工事における交付金の内示額が決定し増額となったことから、過疎債充当分が減ったため、110万円を減額し、1億4,140万円としたいものでございます。

次の緊急自然災害防止対策事業債につきましては、田子地区の御神川改修工事における測量設計業務委託と工事費に係る起債となりまして、新たに2,500万円を追加したいものでございます。6ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書1総括歳入ですが、こちらにつきましては先ほど説明いたしました第1表と同様ですので省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

次に歳出ですがこちらにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましてはご覧のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。2歳入です。主なものを説明させていただきます。まず、14款2項国庫補助金、1項総務費国庫補助金1節のうち特別定額給付金給付に係る補助金につきましては、精算による減額となっております。同じ項の5目土木費国庫補助金1節、社会資本整備総合交付金463万円につきましては、交付金の内示額の確定による増額となっております。

9ページをお願いいたします。

18款1項5目ふるさと応援基金繰入金につきましては、ふるさと納税に対する返礼品事務費、事業充当分として繰り入れるものでございます。21款1項1目土木費、2節、緊急自然

災害防止対策事業債につきましては、先ほどご説明させていただきました御神川改修工事にかかる起債分でございます。

10ページをお願いいたします。次に歳出になります。

まず、全款にわたりまして職員給与関係の増減になりますけども、6月議会定例会では、各課配置員の変更による調整及び予算不足となる科目の増額をさせていただきましたが、今回は年度当初の人事異動に伴う職員、配属職員の給与表の職務給が下がったことによる減額、扶養親族等の変更に伴う増減、6月補正以降の人事異動に伴う増減、10月1日付の新規採用職員分の増額、また共済掛金負担金の5月定時改定に伴う増額などで、給与、職員手当、共済組合負担金合わせまして、965万円の減額ということになっております。

では、2款の総務費、1項総務管理費ですが、1目、一般管理費4節共済費の社会保険料80万円につきましては、臨時職員が会計年度職員に移行し、期末手当の支給額が増えましたが、その分が算定基礎に反映されていなかったことと、会計年度職員数が当初見込みより2名増えたことによる増額となっております。

7目の姉妹町友好費につきましては、全て新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止または縮小による減額となっております。

11ページをお願いいたします。11目、情報管理費12節委託料のOA機器・システム保守管理業務の218万につきましては、地域公共ネットワークケーブルの共架施設等保守管理業務が増額したためでございます。17節の備品購入費のOA機器等購入費141万7,000円につきましては、令和3年度新規採用職員用、それから予備機のパソコンノートパソコン4台分と、産業建設課の機器が故障したため、サーバーハードディスクの入替えのための予算を計上させていただいております。

13ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の19節、扶助費の高齢者交通費助成金400万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で購入者が減ったことによるものでございます。

14ページをお願いいたします。同じ項の5目、介護保険事業特別会計繰出金の27節繰出金の職員給与等、繰出金の550万円の減につきましては、県交流職員が今年度から介護保険係に配属され、その際、県から支給されることから減額するものでございます。

次に3款2項1目老人福祉費12節、委託料の配食サービス事業委託の70万円につきましては、前年度ケアマネに試食をしていただき配食利用を呼びかけたことなどにもあり、利用数が増えたため増額するものでございます。

ちなみに、当初計画、当初年間1万食を見込んでおりましたが、2,300食を増として、年間1万2,300食分を見込んでおります。

16ページをお願いいたします。4款衛生費3項、清掃費、1目、廃棄物処理費の10節、需用費につきましては、緊急的な修繕が増加したことによるものでございます。

次に5款、農林水産業費、2項1目、林業総務費12節、松くい虫防除被害木伐倒業務の450万円につきましては、新たに黄金崎公園22本、堂ヶ島温泉付近23本、その他町内全域で5本を計上させていただいております。

17ページをお願いいたします。6款1項4目観光施設費7節の海水浴場施設設置管理謝礼の40万につきましては、田子瀬浜海水浴場管理の謝礼分となります。13節の使用料及び賃借料の借地料の69万2,000円につきましては、田子瀬浜海岸、駐車場、借地料になりますが、駐車場を収入から運営費用を除いた額の2分の1を支払う契約に基づくものでございます。

18ページをお願いいたします。同じ項の商工費の6目ふるさと振興費につきましては、寄附見込額の増に伴う返礼品及び事務費の増、新型コロナウイルス、感染症拡大防止のため、会議等がリモート対応になったことによる減額でございます。

次に、7款土木費、2項1目道路費、14節工事請負費の田子安良里線法面改修工事250万円につきましては、施工範囲の延長に伴う増額となります。その下の道路維持工事の1,200万円につきましては、地域要望もあった箇所になりますけれども、令和3年度の中学校統合に向け、賀茂中学校周辺、町道約880メートルの舗装補修工事となります。

19ページをお願いいたします。

7款3項河川費1目河川維持費12節委託料500万円と、14節工事請負費の2,000万円につきましては、県が施工する田子の御神川砂防堰堤工事において、一部流路工の未整備区間があることから、緊急自然災害対策事業債を利用し、未整備区間の約50メートルを整備するものでございます。

次に8款消防費1項4目防災対策費12節、周辺家屋等影響調査業務300万につきましては、宇久須地区の柴交差点、防火水槽設置工事に伴う調査になりまして、防火水槽設置の際に多くの湧水が予想されるため、周辺家屋3棟について施行前後の建物調査を実施するものでございます。

20ページをお願いいたします。

教育費になりますけれども、1項教育総務費、3目国際教育推進費の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響により、中学生の台湾研修、視察研修が中止となったためござ

います。次に5目、文教施設整備費の14節、工事請負費の300万円につきましては、当初、仮設道路工事の盛土材を河津下田道路の発生土を利用する計画でしたが、現在発生している土が40から50センチの玉石まじりの土のため、路床材には適さないとの報告が県からありまして、最終的に本設工道路として整備する計画のため、今の発生土で整備しても最終的には撤去が必要となることから、路床材を購入土に変更することによる増額となります。

以上、主なものの説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） すいません、産業建設課のほうから、皆さんのお手元にあります参考資料の説明をさせていただきます。手元にあるA4の2枚の用紙と、あと補正予算書の19ページですね、19ページの下段に7款3項1目河川維持費、その12節委託料及び14節工事請負費御神川改修工事に係る説明をさせていただきます。

これは、場所が道路から離れていてわかりにくいもので説明をいたします。まず資料の2枚目をご覧ください。大田子地区の地図になります。国道の新道と旧道の交差点付近に上側から、御神川と、その下に仏沢川の二つの河川がありますが、どちらも25年のゲリラ豪雨で被災を受けました。

今回の補正予算案は、図面上部の御神川の改修工事となります。1枚戻って1枚目をご覧ください。図面中央の青塗りの部分が改修箇所となります。国道から200メートルほど山側に入りましたところです。改修箇所の上流側、図面で言いますと右側になります。この右側の部分は、県の土木事務所が砂防堰堤工事を行う所になります。改修箇所の下流側、図面の左側は、もう既に河川改修工事済みで、今回計上しました河川改修、今回計上しました改修箇所のみ未整備のため、改修を計画したものです。

町費のみでは大変なので、土木事務所に相談したところ、緊急自然災害防止対策事業債の対象事業となることがわかりましたが、この起債が令和2年度までの事業で、今年度末までに工事契約を結ぶ必要があるので、今回の補正対応といたしました。未施工工事部分の支払い残額を、年度末に繰り越す予定でございます。

以上です。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時50分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 1点お聞きします。20ページの文教施設等整備事業の仮設道路というふうに謳われておりますけども、これ仮設道路で本道路にはならない、仮設を撤去しないでやることは出来ないのか。それはもう、あくまでも仮設ってことになってはいますけどね、造った後、また撤去しちゃうんですか。撤去しないようにしてほしいんですけどもどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 最終的には撤去せず、それを本道路として使いたいということで、そもそも河津下田の道路のものを入れてしまうと、本道路にするには路盤材として適さないのので、購入材を入れたいということの増額でございます。ですから、今現在は解体であったり建設に対して大きな車両が通りますんで、それが終わり次第本道路になるような整備をしたいというふうに思います。

ただ、この道路につきましては、学校建設にのみ使うのではなくて、災害対応の物資、そして重機が入る道路ということで、防災何とか計画に記載をされている道路でございますので、その設置に合わせて文教施設の整備に使いたいということで、今回仮設をするということになります。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 2点だけ確認させてください。17ページの、先ほど借地料の13節使用料及び借地料ということで借地料ですね、これ駐車場の収入のから2分の1という話で説明がありましたけども、この契約自体、また来年度についてもこの借地料の発生について、同じようにまた、同じような契約が続くというふうに考えていいわけですか。

それともう1点が、18ページのふるさと納税の業務委託です。これが結構増えてのことな

んですけども、業務委託カレンダーの封入が商工会で、ふるさと納税の応援サイトが合同会社ライズだったと思うんですけども、今回4億円っていうふうなことで結構業務量が増えてきていると思うんですけども、特に12月に非常に業務量が増えるっていうふうなところで、大丈夫なんだろうかっていうふうなところの推進の仕方はどういうふうにしてるんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今回ふるさと納税につきましては、4億円追加でトータル14億円にさせていただきますけども、当初10億円積むことに関しても議会のほうでは本当に大丈夫かというふうにおっしゃられた方がいらっしゃったと思いますが、職員また業者の皆さんの頑張りで、多分この金額まではいくんじゃないかなろうかというふうに思っております。

この11月末の時点で計算をしていきますと、前年の約1.4倍近くのスピードで来ておりますので、12月につきましても昨年度末よりも忙しくなっていくのかなというふうな予想はしております。その件につきましては、しっかりと担当課、そして業者さんとも連携をして、乗り越えていけるような形でふるさと納税の収益を増やしていきたいというふうには考えております。

田子瀬浜の件につきましては、今年新型コロナウイルスの影響で海水浴場をどうするのかという中から、瀬浜海岸は閉鎖してくださいというような要望もありましたけれども、やはり人気の高いところでしたので、チケット制ということでチケットぴあを使い、運営については、今年は西伊豆町、要は町のほうでさせていただきました。ただ、あそこにつきましては私有地でございますので、その土地を町がお借りをして、チケットぴあでチケット販売して運営をしたという経緯がございますので、その賃借の関係でお金を支払わさせていただきます。要はチケットぴあに入った収入は、今町がいただいている状態でございますので、不労所得で町が儲けるのはまずいだろうということで借地料としてお支払いをするというものでございます。

ただ、来年につきましては、地主の方がご自身でもしかしたらチケットぴあ使われるかもしれないし、従前のように来た車の方から料金を徴収して運用されるかもしれません。それにつきましては来年の夏期対などを得ないと、ちょっと方向性はわかりませんので、この時点で来年もそうするとかということは、ちょっと言いにくいのかなというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 16ページの5款2項、林業費、この中の林業総務費ですね、これに委託料450万円、松くい虫の防除ですけども、この被害木の伐倒というのは、当初予算で1,100万組んであるわけですよ。それから場所が違うにしても、相当逆に言うともう1,550万っていう莫大な金額になると。それから、こういうのを防御するために薬剤だとか、その予防剤の注入をしたりしてるんですけども、年間2,000万以上やっぱりこういうものにかかっていくというのは非常事態だと思うんですよ。観光立町ですから、松枯れ、そのまま置いとくってわけにいかないんでしょうけども、もう少し基本的な策を考えてるのかどうかということが1点。

それから2点目は、18ページ、7款2項道路橋梁費の道路費、ここの町道維持工事1,200万、これ先ほど賀茂中周辺の880メートルっていう指示がありましたけども、具体的には、どのへんのことなのか。それでどういう工事をするのか。

それから、3点目がですね、19ページ、これの9款教育費1項教育総務費、これの人の懐ですからあれですけども、職員手当で教育長の期末手当が75万減少になっているんですね。非常に額としては大きいと思うんですけども、何かどこか手違いがあったんでしょうか。この3点をお願いします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 2点目と3点目につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきます。松くい虫の件につきましては、当初黄金根崎公園の所の松の伐倒ということで費用を盛らせていただきまして、相当数切りました。ただ、それでもまだ全部撤去しきれないということでございまして、そちらも対策を急がなければいけないというふうに思っております。近年温暖化の影響かわかりませんが、堂ヶ島周辺にとっても枯れた松が目立っております。やはり観光としては景観が悪いので、切りたいわけでございんですけども、一応切る以前に、本当に松枯れが原因で枯れているのか。ただ、温暖化であったり、塩の影響で一時的に枯れて、来年また青い芽が出るのかわかりませんので、ちょっと様子を見てほしいということをお願いもしてあります。

ただ、松くい虫の防虫のアンプルを打つのにつきましては、今までなかなか県のほうが予算をつけてくれなくて、全部単費でやらなければいけないとかいろいろなことがございましたけども、今度県のほうがその注入材についても、補助金が下りそうなことで申請を上げてほしいというようなこともありますんで、うまくそれを使いながら町内にある松を管理していきたいというふうに思います。

ただ、問題なのは、民地に生えてる松は、町ではなかなか管理しにくいということもありますし、そこに松枯れ虫の影響による枯松があった場合、地主さんが切っていただかないと、そこから飛び火をしてもらってしまう可能性もありますので、できれば議会のご理解をいただきながら、民地の松も町で切るような方向づけをしていく必要も今後出てくるのかなというようにも思っております。ただ、本数が本数でございますので、全て町がやると莫大な費用の負担がかかってきますので、そのへんは見据えながらうまく景観にいい観光地づくりにはしたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 2番目の18ページの道路費の関係ですけど、場所は大沢橋と法雲寺橋そこを周回するコースと、あと、仁科峠宇久須線から賀茂小の体育館の前を通りまして、宇久須川の所にぶつかるちょうどその所を直す予定で、基本的にはオーバーレイを考えておりますが、傷みの激しいところは、オーバーレイの部分削って路盤を生成してやるような予定でおります。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 19ページの、教育長の期末手当の減額についてですが、こちらにつきましては、6月の賞与の減額ということになりまして、当初は教育長の継続、任用によることでの予算計上させていただきましたけども、現教育長のほうが4月の28日新任ということになりまして、賞与算定期間が短くなったことから減額ということでございます。

以上です。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 松くい虫の関係で、今町長から答弁ありましたけども、民有地のやつってというのは、これ防災上、あるいは環境という観点からいけば、森林環境譲与税、これが該当できる可能性はあるんじゃないかなあというふうに思うんですけどいかがでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 森林環境譲与税は、町に来た分につきましては、以前から言ってるように結構使い勝手はよくて、それこそ道路に面している所を防災上ということになるのかわかりませんが、それを切るにも使えるということですから、松くい虫も適用だというふうに町が認めれば使えるんだろうというふうには思います。

ただ、それをどこまでの民地をとということになると難しいところでございまして、道路に面していれば道路のその安全対策という名目では使えるんですが、全く道路に影響のない、

また人にも影響のない枯れた松が山にぽつんとあると。ただ、それを残しておく、そこから散る可能性があった場合は、やっぱりそこも対処しないといけないということでございますので、うまくそういった譲与税、また、今、町にあります森林整備基金とか、そういったものを使いながらですね、広がっていかないような対策も打たなければいけないというふうには思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

9番、堤 和夫君。

○9番（堤 和夫君） 10ページですね。2款1項2目広報費が財源更生10万7,000円、財源更正になってるんですけど、これは何ですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 広報費の財源内訳でございますけれども、広報にしないで掲載をしましたマイナポイントの設定支援窓口分の印刷製本費が、補助金の対象となるために充当したものでございます。補助金の対象となるのが、8ページの14款2項1目、個人番号カード利用環境整備費補助金58万9,000円の中から、こちらの10万7,000円を充当するものでございます。月ごとの印刷代をページで按分し、5月から10月、それから12月から3月分までの合計で10万7,000円となっております。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

9番、堤 和夫君。

○9番（堤 和夫君） あちこちから何か持ってきてるみたいなんですけども。こういうようなことの努力の結果、マイナカード、あれが全国3位で県下1位になったと、こういうことでございますか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今回、個人番号カードの利用環境整備補助金の中は、広報費だけではなく、情報管理費であったりとか、時間外手当のほうに支給をされております。それらの費用を使いまして職員のほうで行った結果が、今お話されたような形で出てきているのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 先ほど質問があったわけですけど、9ページのこのふるさと応援寄附金9ページですけど、コロナ禍の中でこの1.4倍増えたっていうのはどういう理由なのか、どういうふうに思ってるのか。それとその増えている品目ですね、それわかったら。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ある意味コロナ禍で、家から出にくい環境があるということで、お取り寄せで使われる方が増えているということが一つあるのかもしれませんが。それと、まず今日の一般質問にあったかはちょっと忘れちゃったけども、西伊豆町の宣伝をかなりしております。そういった影響で西伊豆町の存在を知られたということが、ある意味この返礼を選ぶきっかけになったということもあると思いますし、今、西伊豆町はポータルサイトは、楽天さんとトラストバンクのふるさとチョイス2つをメインでやっておりますけども、ここで結構な頻度で上位に続いていることができていてということで、ネットでそういったものをクリックされる方は、大体3ページ目ぐらいまでにはないとクリックされないということで、よくその状況わかっていますんで、うまくそれをやれば、当初から10億円はいけるだろうと言っただけ見込んだのが、10億円ではなくて14億までいきそうだということでございます。

ですから、このネットの世界は仕組みをよく理解すれば、こういったもので充てることができるということでございますから、うまくそういったものがマッチして、西伊豆町のふるさと納税が伸びているんじゃないかなというふうに思います。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） どんな品目が増えてるかってことは。

その次に12ページにね、補助金のほう。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。 マイクを近づけて。

○4番（芹澤 孝君） その次に特別給付金、この38万円減額になってるんですよ。この38万円の理由は、減額の理由は。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 大変失礼いたしました。特定定額給付金につきましては担当課長のほうから答弁させます。品目につきましては以前から申し上げておるように、干物関係が上位でございます。3年4年ぐらい前までは旅行の感謝券が1番多かったんですけども、山田議員の一般質問にもありましたように、紙媒体だと転売が可能があるんで、国のほうから止めろということで、お叱りを受けておりましたんで、電子マネータイプにいたしましたけれども、やはり使われる方の利便性というようなことからかもしれませんけども、そちらがほ

とんど伸びていないというところで、干物が1番多いかなというふうには思っております。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） 12ページの特別定額給付金の380万円の減額につきましては、こちらは給付しなかった方が10人、10世帯ありました。理由といたしましては、基準日から申請書類送付までの間に、海外転出者は4名、お亡くなりになられた方が1名あったほか、海外在住者とか、行方がわからなかった方などがあったためでございます。

以上です。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） もう一点19ページの御神川の工事の件なんですけど、平成25年に災害に遭って、副町長あたりが当時担当で大変尽力して、上に砂防が立派な砂防ができたと思うんですけど。これ、じゃあ今ここに出てる工事はいつ頃できる、工事は完了するのかという見通しはありますか。

○議長（山本智之君） 産業建設課課長。

○産業建設課長（松本正人君） 町の工事ということで、県の工事のほう。町の工事のほうは1年ほどで、県のほうは5、6年かかるというような感じでした。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第57号 令和2年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第6、議案第58号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第58号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ420万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,770万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、議案第58号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容は、歳入につきましては国庫支出金において、コロナ減免に伴う現年度減免分の6割分を国民健康保険災害等臨時特例補助金として計上。一般会計繰入金として、軽減世帯増に伴う保険基盤安定繰入金の増額。雑入において、令和2年2月診療分確定による保険給付費返還金及び当初予算で見込んでいた基金繰入れ額を減額したいものです。

歳出につきましては、総務費において、人事異動に伴う職員手当等の減額、委託料において、制度改正に伴うシステム改修費の計上。諸支出金において、前年度分の保険給付費等交

付金確定により返還金を計上したいものです。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

4款国庫支出金、1項国庫補助金ともに184万6,000円、184万7,000円。

7款繰入金145万2,000円の減。1億3,207万7,000円。1項他会計繰入金196万円、1億125万4,000円。2項基金繰入金341万2,000円の減。3,082万3,000円。

9款諸収入459万4,000円の減。621万6,000円。3項雑入、459万4,000円の減、591万1,000円。

歳入合計から420万円を減額し、12億4,770万円としたいものです。

歳出です。補正額0円は財源更正となります。

1款総務費21万円、2,803万8,000円。1項総務管理費21万円、2,487万8,000円。

3款、国民健康保険事業費納付金0円、2億5,399万8,000円。1項医療給付費分、0円、1億7,517万7,000円。2項、後期高齢者支援金等分0円、5,889万6,000円。3項介護納付金分、0円、1,992万5,000円。

8款、諸支出金441万円の減、1,347万円。1項償還金及び還付加算金441万円の減、1,297万円。歳出合計から420万円を減額し、12億4,770万円としたいものです。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書1総括歳入です。2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。これにつきましても、2ページの第1表と同様です。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。

歳入です。4款1項2目、国民健康保険災害等臨時特例補助金、184万6,000円。コロナ減免に伴う17名分の減免分の6割を国民健康保険災害等臨時特例補助金として計上しています。なお、残りの4割については、特別調整交付金として3月補正にて計上する予定でございます。

7款1項1目一般会計繰入金196万円、1節保険基盤安定繰入金、175万円。軽減世帯が28世帯増加したことによる、国、県、町の負担金の増額によるものです。2節事務費等繰入金21万円。システム改修費の計上によるものです。

7款2項1目、国民健康保険事業基金、341万2,000円の減、基金からの繰入れ金額を減額

したいものです。

9款3項6目雑入、459万4,000円の減。国保連合会からの前年度3月請求分の保険給付費の精算により、返還金が確定したため、不用額を減額したいものです。

5ページをお願いします。

歳出です。主なもののみ説明します。

1款1項1目一般管理費、21万円。内訳として、2節給料、3節職員手当等は、人事異動に伴うもの。12節委託料、制度改正に伴うシステム改修です。

3款1項1目の一般被保険者医療給付費分納付金から、6ページの3款3項一目介護納付金分までは財源更正となります。

8款1項3目償還金441万円の減については、当初、県への保険給付費等返還金見込額として1,000万円を計上してありましたが、返還金額が確定したことにより、不用額を減額したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 5ページの財源のところ21万円、このその他の財源ってのは、どこから持ってきたんですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 一般会計からの繰入金になります。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第58号 令和2年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 休憩してください。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時22分

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第7、議案第59号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第59号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億633万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） はい。それでは、議案第59号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容は、歳入につきましては、事務費繰入金として一般会計からの繰入金を増額し、歳出につきましては、総務費においてシステム改修費を計上したいものです。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金ともに33万円、1億9,031万9,000円。

歳入合計に33万円を追加し、3億633万円としたいものです。

歳出です。1款総務費、33万円、283万1,000円。1項総務管理費、33万円、181万5,000円。

歳出合計に33万円を追加し、3億633万円としたいものです。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書1総括歳入です。2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。これにつきましても2ページの第1表と同様です。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。

歳入です。3款1項1目事務費繰入金33万円。令和2年度高齢者医療制度見直し等に伴うシステム改修に伴う一般会計からの繰入金です。なお、33万円のうち6万6,000円は国費補助金となります。

歳出です。1款1項1目一般管理費33万円。システム改修業務委託費の計上となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。  
質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第59号 令和2年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第8、議案第60号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案60号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億79万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本智之君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(白石洋巳君) はい。それでは、議案第60号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容は、歳入につきましては、国庫補助金として、介護報酬改定に伴うシステム改修費補助金及び保険者努力支援交付金の計上。一般会計繰入金において、人事異動等による職員給与費等繰入金の減額、事務費繰入金において、システム改修費を増額したいものです。

歳出につきましては、総務費において、人事異動等による職員人件費の減額及び介護報酬改定等に伴うシステム改修費を増額し、余剰金を基金に積み立てたいものです。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

3款国庫支出金261万9,000円、3億6,374万4,000円。2項国庫補助金261万9,000円、1億1,516万8,000円。

6款繰入金505万2,000円の減、2億3,837万7,000円。1項一般会計繰入金505万2,000円の減、2億3,837万6,000円。

歳入合計から243万3,000円を減額し、15億79万8,000円としたいものです。

歳出です。補正額0円は財源更正となります。1款総務費455万7,000円の減、3,531万4,000円。1項総務管理費456万円の減、2,538万8,000円。3項介護認定審査会費3,000円、869万円。

5款地域支援事業費0円、6,851万8,000円。1項介護予防生活支援サービス事業費0円、3,246万5,000円。

6款基金積立金、1項基金積立金ともに212万4,000円、213万円。

歳出合計から243万3,000円を減額し、15億79万8,000円としたいものです。

3 ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書 1 総括歳入です。2 ページの第 1 表と同様ですので省略させていただきます。次に歳出です。これにつきましても、2 ページの第 1 表と同様です。

補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4 ページをお願いします。

歳入です。3 款 2 項 5 目、介護保険事業費補助金 49 万 5,000 円、システム改修費 99 万円の 2 分の 1 額が国庫補助金となります。6 目保険者努力支援交付金 212 万 4,000 円。今年度からの事業で、各市町が行う高齢者の介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価し、評価指標の達成状況に応じて交付をされます。

6 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金 505 万 2,000 円の減。内訳として、1 節職員給与費等繰入金 555 万円の減。これは人事異動等による減額です。2 節事務費繰入金 49 万 8,000 円。これはシステム改修に伴う増額等によるものです。

5 ページをお願いします。歳出です。主なもののみ説明します。

1 款 1 項 1 目一般管理費 456 万円の減。内訳として、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費の減額は人事異動等に伴うもの。12 節委託料の増額は、システム改修に伴うもので、事業費の 2 分の 1 額は国庫補助となります。

5 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号訪問事業）につきましては、財源更正となり、保険者努力支援交付金の 212 万 4,000 円を充当し、一般財源の 212 万 4,000 円を 6 款 1 項 1 目の介護給付費準備基金に積み立てます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

○議長（山本智之君） 4 番、芹澤孝君。

○4 番（芹澤 孝君） 4 ページのこの保険者努力支援交付金ですけど、これ、当町、県内で何番だったのか。それで県内のトップは幾ら貰ったのか。幾ら交付されたのか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 県内のトップは静岡市で、1 億 2,178 万 7,000 円。当町におきましては、28 番ということになっております。

○議長（山本智之君） よろしいですか。芹澤議員。

ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 芹澤議員と同じところだったんですけど、これ新規で国のほうで、全体で190億円をいろいろ分散して配るみたいな感じだったと思うんですけども、要はこの評価の内容ですね、こういったものをフィードバックされて、例えばそれを、また次年度どういうふうに反映していくかってところを、どういうふうに考えるかってところなんですけど、そのへんはどうですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 評価指標はかなり細々したところまでありますので、何をやれば何点取れるってのがわかりますので、そこらへんはできるものできないものとありますので、できるものについては重点的にやっていったり、改善できるものは改善してく恰好で点数を上げていきたいとは思っております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 僕も同じところですけども、新しい保険者努力支援交付金という、そのまま介護給付準備基金積立金に持っていったって言うんですけど、保険者努力支援したところにあげたらいかがですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 一応交付金として国から入ってきまして、このお金を地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業費の訪問事業というところにこれを入れて、そこにあった一般財源を基金に積み立てるような格好になってるんですけども、このお金の使用用途っていうのが、介護予防事業とか、その健康づくりに使ってくださいっていうふうな条件がついてますので、その今回は介護予防事業の中の事業費に入れらせてもらっております。だから、どこかの事業所に交付するとかそういうものではありません。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 一般質問でもよく出てたんですけども、町長が、ラジオ体操だそういう健康のあれをやったから介護保険が下がりそうだっていうあれなんですけど、そういうポイント、例えばラジオ体操やったら、あれが健康の人が増えたっていうそういうような項目のポイントってのはあるんですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） ポイントとしまして、例えば通いの場合、65歳以上の方の参加者数はどの程度かとかありますもんで、例えばこれらもラジオ体操あたりも該当しますので、65歳以上の方がどれぐらいこういう皆さんが集まる場所へと参加して、いろいろこう運動やったりとかやってるかとかによりまして、何パーセント以上だと10点とか20点とか、おのおの細かく点数をつけれるようにはなっております。

だから、町長が言ったように介護予防事業への参加っていうのは、大きなポイントとはなっております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第60号 令和2年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第9、同意第18号 西伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 同意第18号 西伊豆町教育委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町安良里693番地の1

氏 名 影山 やえみ

生年月日 昭和25年8月20日

令和2年12月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由につきましては、現教育委員の山本久美子氏が、令和2年12月10日をもって辞職するためでございます。影山氏の履歴につきましては、別紙添付してございますので、ご覧いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この前任者の山本久美子氏は、たしか6月の定例会で承認されたばかりなんですけど、任期半ばというか非常に短い期間で事辞職をする理由は言えますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。現教育委員さんにつきましては4名、そのうち女性2名男性2名ということで今お願いをしております。地区割りにつきましても、なるべく均等に1地区1人を出ていただけるような形を取ってるわけでございますけれども、当時山本久美子氏にお願いした経緯というのは、女性の教育委員さんがなかなか見つかりませんで、お願いをしたいと。ただ、ご本人からも、後任の方がもし見つかるようだったら途中で代わらせてくださいというようなことを受けておまして、その間、町の教育委員会としても後任の教育

委員さんを探しておりまして、この影山氏が受けていただけそうなことがございましたので、山本氏に後任の方が見つかりましたというようなところから同意をいただきまして、12月10日をもって辞任、そして、新しく影山氏についていただきたいというものでございます。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第18号 西伊豆町教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、同意第18号は、原案に同意することに決定しました。

---

#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年12月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） はい。それでは承認第5号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に伴い改正するものでございます。職員の期末手当の引下げをするものになりますが、12月期の期末手当支給の基準日が12月1日となっていることから、専決処分をさせていただいたものでございます。

まず1ページの改正条本文ををお願いいたします。

1条は今年度12月期の期末手当の支給額を定めるもので、2条は令和3年4月1日以降の6月期と12月期の期末手当の支給額を定める規定となっております。改正内容につきましては新旧対照表のほうで説明させていただきます。まず、第1条の新旧対照表になりますが2ページをお願いいたします。

左が現行、右が改正案となりまして、下線部が改正箇所となっております。第15条の5第2項の100分の130を乗じて得た額を、改正案では12月期の期末手当の支給月数を0.05箇月引下げ100分の125と改正するものであります。

次に3項につきましては、再任用職員の期末手当の規定となりますけれども、ただいまご説明させていただきました2項の改正条文に合わせた改正となっております。ちなみに再任用職員につきましては、勧告において再任用職員を除くとなっておりますので、今回引下げはございません。

次に、以上の新旧対照表になりますが3ページをお願いいたします。こちらは冒頭ご説明させていただきましたが、令和3年4月1日から施行されるものになりまして、現行はただいまご説明させていただきました本条例の改正の第1条の改正後のものになります。第15条の5第2項では、6月期と12月期の支給月数を平準化し、100分の127.5としたいものです。次に3項は、再任用職員の期末手当の規定となりますが、第2項の改正分に合わせた改正となっております。

1ページの改正条例本文をごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 一つ確認だけだったんですけど、この条例自体ですね、先ほど基準日の関係で専決というふうな話だったんですけども、各市町でもいろいろとやってる話ですが、11月中に臨時で対応しているところもあったりしまして、うちは、この定例会でというふうになりました。そのへんのところの説明を、もう一度お願いしたいなと思ったんですけど。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） コロナの関係で人事院の勧告が遅れて、国の給与法の改正が例年より遅くなっていた中で、実は総務副大臣の通知の中で、地方公共団体における給与改定の実施は、国における給与法の改正の措置を待つて行うべきというものがありまして、当町では国会の法案成立を待つて専決処分をすることといたしました。国会のほうは11月27日の金曜日に法案が成立したため、それで専決処分をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに、賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（山本智之君） 審議中ですが申し上げます。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間はあらかじめ延長します。

---

### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第11、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年12月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由につきましては、人事院の勧告で先ほど承認第5号でお認めをいただきましたけれども、本来人事院の勧告があっても特別職の給料を上げることはありませんでした。ただ、今回コロナ禍ということでございまして、賀茂郡の首長は皆さん一斉にこれに合わせて、住民の収入減などもありますので、痛みを分かち合いましょうということで下げましょうということに決まりました。ですので今回、これを専決処分させていただいたものでございます。よろしく承認のほどお願いいたします。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） はい。承認第6号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりの理由でございますけども、特別職の期末手当の支給月を0.05箇月引き下げるものでございます。一般職員等同様こちら12月期の期末手当支給の基準日が12月1日になっていることから専決処分をさせていただいたものでございます。

最初に2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

下線部改正箇所となりますが、現行の第3条第1項第2号の100分の212.5を改正案で、100分の207.5に改めるものでございます。なお、特別職の期末手当は現在、一般職とは異なり、6月期と12月期の支給月数が異なっているため、一般職のような、令和3年4月1日以降の支給月数を平準化する規定は設けてございません。では、条例改正本文の1ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これより、本案を採決します。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第12、議案第61号 租税特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第61号、租税特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について。

租税特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） はい。それでは議案第61号についてご説明申し上げます。

本条例制定に係る条例の一部改正につきましては、租税特別措置法等の一部改正が行われ、延滞金に関する用語及び延滞金の割合の特例に関する規定が見直されたことに伴い、関係する条例について整備するものでございます。

今回改正する関係条例は、西伊豆町税外収入督促等に関する条例及び西伊豆町後期高齢者医療に関する条例の2つの条例で、それぞれ附則で定める延滞金の割合の特例について、関連する条文を一括改正するものでございます。条例改正案と一緒に概要説明資料もお配りさせていただきましたので、そちらも合わせてご覧いただければと思います。

では、最初に1ページの第1条西伊豆町税外収入督促等に関する条例の一部改正について、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。3ページをごらんください。

附則の延滞金の割合の特例の第3項の全文を改正するものでございます。改正の主な内容につきましては、まず改正箇所の一行目にあります、第3条第1項を第4条に改めますが、

こちらは、この条例の制定当初に参照する本則の条番号に誤りがあったため、合わせて改正するものでございます。

次に、延滞金割合計算の基準となる特例基準割合を、延滞金特例基準割合に改めるものでございます。延滞金の特例割合の算出方法につきましては、現行条例では、納期限後1箇月以内に適用する7.3%に対する特例割合として、日本銀行法の規定により定められる傷病手当の基準割合、割引率4%を加算した割合とする特例基準割合としていたものを、租税特別措置法で規定する平均貸付け割合に年1%を加算した割合とする延滞金特例基準割合に1%を加算した割合を特例割合とする規定にするものでございます。

最後に特例規定のなかった納期限後1箇月経過後に適用する14.6%に対する特例割合について、租税特別措置法で規定する平均過失割合に年1%を加算した割合とする。延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合とする特例規定を追加をしております。

では、1ページの改正条文の第2条の西伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。こちら新旧対照表の4ページのほうで説明をさせていただきます。

附則の延滞金の割合の特例の第4項全文を改正するものでございます。

改正内容につきましては、ただいまご説明させていただきました、税外収入の特例の改正における条番号の誤り以外は同様のものとなっております。

それでは改正条本文の2ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日は令和3年1月1日から施行する。経過措置につきましては、この条例による改正後の西伊豆町税外収入督促等に関する条例附則第3項及び西伊豆町後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるというものでございます。

以上説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） よくこの条例のあれがわからないんですけども、簡単に言うと、延滞金のある人の延滞金を軽く軽くしてあげると。そういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（高木光一君） はい。具体的に言いますと、今後になりますけども今17.3%だったのが、今回改定で2.6%、14.6%だったのが8.9%になるというものでございます。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第61号 租税特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決しました。

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論の省略、採決

○議長（山本智之君） 日程第13、発議第4号 ドクターヘリの安定・持続的運用の支援強化を求める意見書（案）を議題とします。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、提案理由の説明及び朗読を省略することに決定しました。

なお、本案は全員が賛成者でありますので、質疑・討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

○議長（山本智之君） これより、本案を採決します。

発議第4号、ドクターヘリの安定・持続的運用の支援強化を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって発議第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（山本智之君） 日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（山本智之君） お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（山本智之君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題としま

す。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（山本智之君） お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（山本智之君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、令和2年第4回西伊豆町議会定例会を閉会いたします。

皆さま、ご苦労さまでした。

散会 午後 5時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員